

カリキュラム 《健康福祉学科》

(平成31年度入学生用)「19番代」

新しい「教養教育」の実施について

健康福祉学科授業科目及び単位数
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

<健康福祉学科>

(1) 試験細則

(2) 受験心得

仙台大学教職課程の履修等に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

<健康福祉学科>

仙台大学教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

<健康福祉学科>

仙台大学介護福祉士養成に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に
関する内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学社会福祉士養成に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学社会福祉援助技術現場実習の履修許可
基準に関する内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

新しい「教養教育」の実施について

学 長

平成23年度入学生から、新しい「教養教育」を導入しました。

新しい「教養教育」は、一言で言えば、仙台大学が体育／スポーツ・健康諸科学を専攻領域としていることから、これに見合う体育系大学らしい「教養教育」を実施しようということでもあります。

1. 概要は、次の通りです。

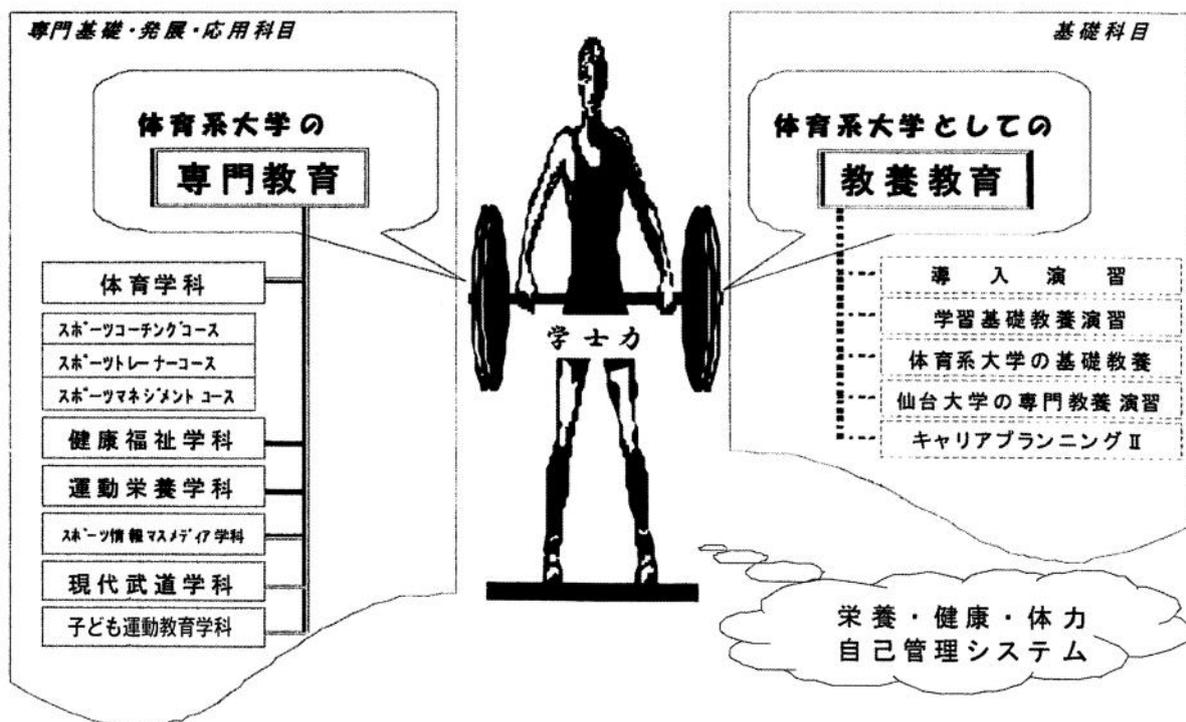
① 学生諸君は、仙台大学体育学部のなかで、「体育」、「健康福祉」、「運動栄養」、「スポーツ情報マスメディア」、「現代武道」および「子ども運動教育」の6つの学科のいずれかに所属し、それぞれの学科が実施する「専門教育」について、4年間、学習します。(体育学科は、さらに「スポーツコーチング」、「スポーツトレーナー」、「スポーツマネジメント」の3つのコースに分かれ、学年進行とともに、いずれかのコースに所属します。)

② そして、これら体育系大学の「専門教育」の学習を支える基盤となるものが、体育系大学としての「教養教育」であります。

「教養教育」に関する科目は、各学科のカリキュラムのうち「基礎科目」という範疇に属し、その一部を構成しております。これは、全学科共通であります。具体的には、「教養基礎科目」のなかの「導入演習」と「学習基礎教養演習」、「教養展開科目」のなかの「体育系大学の基礎教養」と「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」、そして、「人生設計科目」のなかの「キャリアプランニングⅡ」の5科目が体育系大学としての「教養教育」に関する科目に該当しております。(「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」は、2～4年次に配当される科目で、3つの学年が活動単位ごとに一緒に受講することから、便宜上、2年生対応科目を「Ⅰ」、3年生対応科目を「Ⅱ」、4年生対応科目を「Ⅲ」と呼称しますが、授業としては同一の1つの科目です。)

③ さらに、体育系大学としての「教養教育」での学習を実践的に補完するものが、「栄養・健康・体力自己管理システム」です。これは、学生食堂での喫食から得られる栄養情報、健康診断やインボディ測定等から得られる健康情報、文部科学省体力テストの実施等から得られる体力情報、これらを学生諸君の一人ひとりが学生証カード(学籍番号)を介したITを活用し、体育系大学学生として学生生活を自己管理するために、自らの身体状況を収集・分析するシステムです。

以上の説明から理解されるように、目指しているのは、まさに、体育系大学ならではの「教養」の獲得です。これを図式化すれば、次のとおりとなります。



2. この試みの背景は、次の通りです。

① 「**学士力**」という言葉があります。これは、「学士」としての「力」を持つということです。

仙台大学で云えば、大学卒業時には、体育系大学たる仙台大学の学士課程で学習した体育／スポーツ・健康諸科学についての知識・技術を活用して社会に貢献できるような職業人としての能力を保有するようになりなさい、保有して初めて「学士」という称号を以て国際的にも社会が受け入れてくれます、ということをお願いしております。

② 中央教育審議会では、学士力の主な内容として、「**知識・理解**」、「**汎用的技能**」、「**態度・志向性**」および「**統合的な学習経験と創造的思考力**」を挙げております。これを仙台大学での学習に当てはめれば、

「**知識・理解**」とは、体育／スポーツ・健康諸科学の基本的知識を体系的に理解し、その知識体系の意味と自己の存在を人文・社会・自然と関連付けて理解することです。スポーツ等における多文化・異文化に関する知識の理解も含まれます。

「**汎用的技能**」とは、コミュニケーション・スキル（日本語と特定の外国語を用い、スポーツ等に関し、読み、書き、聞き、話す技能）、数量的スキル（スポーツに関する自然や社会的事象について、指標等を活用して分析し、理解し、表現する技能）、情報リテラシー（情報通信技術を用いて、スポーツ等に関する多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って情報を効果的に活用する技能）、論理的思考力（スポーツ等の情報や知識を複眼的、論理的に分析し表現する技能）、問題解決力（スポーツ等の問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、確実に解決する技能）などの能力のことです。

「**態度・志向性**」とは、自己管理能力、チームワーク・リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力などの能力のことです。

「**統合的な学習経験と創造的思考力**」とは、体育／スポーツ・健康諸科学から獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力のことです。

体育系大学としての仙台大学ならではの「**学士力**」の獲得・定着に如何に取り組むか、これが、今回の新しい「**教養教育**」実施の背景であります。

3. 仙台大学としての取り組みの視点・概要は、次の通りです。

① 仙台大学で学ぶ学生諸君は、いずれもスポーツを愛好し、社会に出てからも、保健体育教員その他、何らかのカタチでスポーツに関わることを望んでおります。そして、そのために、体育／スポーツ・健康諸科学を専攻分野としております。

② それであれば、大学側も、その要望に沿った教育体系を採用する責務があります。そのために新たに設定した科目群が「**学習基礎教養演習**」（1年次）であり、「**体育系大学の基礎教養**」（1年次）および「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」（2～4年次）であります。体育／スポーツ・健康諸科学という体育系大学の「**専門教育**」の学習を支えるものとすべく、これらを新しい「**教養教育**」として体系付けました。

③ 「**学習基礎教養演習**」は、「**専門教育**」の学習にあたって、その履修・修得を支える「**レポート作成の技法**」その他5つの基本的技法について学びます。「**体育系大学の基礎教養**」は、自分の所属する学科の「**専門教育**」が体育／スポーツ・健康諸科学の学問体系のなかで、どのような位置付けになっているか等について学びます。これらは、仙台大学における4年間の学習継続に際して、基本的な素地となります。

④ 「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」は、競技スポーツ部活動その他、学生諸君の集団活動毎に2～4年次まで合同で授業を展開し、例えばサッカーその他競技種目ごとに当該競技の実践に必要な教養（人文・社会・自然各科学の様々な分野毎の教養—例えば「サッカー競技と哲学」etc.—）について学びます。これこそ、まさに体育系大学としての「**教養教育**」と言えるものであります。

仙台大学の学生諸君が、学生時代に最も関心を寄せるスポーツ活動について、これに関わる「**専門教育**」の学習とともに、スポーツの実践を通じて体育系大学としての「**教養教育**」を体験する、このことが、体育系大学たる仙台大学としての「**学士力**」付与において、最も有効な手立てとなるべきものと考えております。

学生諸君の積極的な参加を期待しております。

以 上

健康福祉学科授業科目及び単位数（平成31年度入学生用）「19番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考									
				1年		2年		3年		4年											
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年										
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○																
	情報処理	演習	2		○																
	学習基礎教養演習	演習	2		○																
	総合英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	1		○																
	総合英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	1					○													
	総合英語C(含外国語コミュニケーション)	演習	1					○													
	総合英語D(含外国語コミュニケーション)	演習	1								○										
教養展開科目	哲学入門	講義	2	○		○		○												3分野から1科目以上計6単位以上 選択必修	
	現代の思想	講義	2	○		○		○													人文分野
	心理学概論	講義	2	○		○		○													
	人の心と行動	講義	2	○		○		○													
	ことばと人間A	講義	2				○														
	ことばと人間B	講義	2				○														
	日本の文化I	講義	2	○																	
	日本の文化II	講義	2	○																	
	単位互換科目(人文科学系)	講義	2	○			○		○												
	社会学概論	講義	2	○			○		○											社会分野	
	社会構造と人間関係	講義	2	○			○		○												
	消費経済とスポーツ	講義	2	○			○		○												
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○			○		○												
	法学	講義	2	○			○		○												
	歴史学入門	講義	2	○			○		○												
	歴史と人間	講義	2	○			○		○												
	単位互換科目(社会科学系)	講義	2	○			○		○												
	生物科学	講義	2	○			○		○											自然分野	
	エコロジー概論	講義	2	○			○		○												
教養数学	講義	2	○			○		○													
単位互換科目(自然科学系)	講義	2	○			○		○													
体育系大学の基礎教養	講義	2		○																	
海外文化科目	仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2					○												「認定」科目	
	仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2							○											
	仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2																		
	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○																	
	英会話A	演習	2					○													
	英会話B	演習	2					○													
	英会話C	演習	2							○											
スポーツ&イングリッシュ	演習	2							○												
就職のための英語	演習	2							○												
ドイツ語Ⅰ	演習	2							○												
ドイツ語Ⅱ	演習	2							○												
スペイン語Ⅰ	演習	2							○												
スペイン語Ⅱ	演習	2							○												
中国語Ⅰ	演習	2						○													
中国語Ⅱ	演習	2						○													
韓国語Ⅰ	演習	2						○													
韓国語Ⅱ	演習	2						○													

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
科 海外文化 目 化	日本語Ⅰ	演習	2	○											
	日本語Ⅱ	演習	2	○											
	日本語Ⅲ	演習	2	○											
	日本語Ⅳ	演習	2	○											
科 人生設計 目 計	キャリアプランニングⅠ	講義	2	○											「認定」科目
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○									
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○							

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び、人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目とは、放送大学および学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
(具体的科目については教育企画室備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
講 義	健康福祉総論	講義	2	○											
	コミュニケーション技術演習	演習	2	○											
	運動生理学	講義	2			○									
	リハビリテーション論	講義	2	○											
	栄養学概論	講義	2	○											
	社会福祉概論Ⅰ	講義	2	○											
	健康づくり運動演習	演習	2	○											
	運動障害救急法(含実習)	講義	2			○									
	スポーツ社会学	講義	2	○											
	スポーツ心理学	講義	2	○											
	スポーツバイオメカニクス	講義	2			○									
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2			○									
	実 技	健康運動指導実技	実技	1			○								
体操(含体づくり運動)		実技	1	○											
ボランティア活動実践A		実習	1	○											
ボランティア活動実践B		実習	1			○									
ボランティア活動実践C		実習	1					○							
陸上競技		実技	1	○											
器械運動		実技	1			○									
水泳		実技	1	○											
バレーボール		実技	1	○											
テニス		実技	1	○											
バドミントン		実技	1	○											
卓球		実技	1	○											
バスケットボール		実技	1			○									
ハンドボール		実技	1			○									
サッカー		実技	1			○									
ラグビー		実技	1			○									
柔道		実技	1	○											
剣道		実技	1	○											
ダンスⅠ		実技	1	○											
海浜実習		実技	1	○											
スキーⅠ	実技	1	○												
キャンプ	実技	1	○												
スケート	実技	1	○												
レクリエーション実技Ⅰ	実技	1	○												
エアロビックダンス	実技	1			○										

- 注 1) 専門基礎科目は、計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
看護学概論Ⅰ	講義		2			○							
免疫・薬理学	講義		2			○							
障害の理解	講義		2			○							
保健医療論	講義		2	○									
医学一般	講義		2	○									
介護過程と介護研究Ⅰ	演習		2								○		
介護過程と介護研究Ⅱ	演習		2								○		
介護概論Ⅰ	講義		2	○									
生活支援技術の基礎Ⅰ	演習		2	○									
介護総合演習Ⅰ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅱ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅲ	演習		2					○					
介護総合演習Ⅳ	演習		2					○					
認知症の理解Ⅰ	講義		2			○							
認知症の理解Ⅱ	講義		2					○					
こころとからだⅠ	講義		2			○							
こころとからだⅡ	講義		2					○					
精神保健学	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
健康相談	講義		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅰ	講義		2			○							
福祉行財政と福祉計画	講義		2					○					
老人福祉論	講義		2	○									
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○									
介護総論	講義		2					○					
養護概説	講義		2			○							
障害者福祉論	講義		2			○							
発育発達と老化	講義		2					○					
スポーツ医学A	講義		2			○							
スポーツ医学B	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2			○							
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2			○							
体育原理	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
体力相談と運動処方	講義		2			○							
健康支援・介護予防演習	演習		2			○							
福祉レクリエーション実技	実技		1					○					
福祉レクリエーション支援実習	実習		2				○						
障害者とスポーツ	講義		2			○							
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
卒業論文	論文		6									○	

※

- 注 1) 発展科目は、計22単位以上を修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
 3) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
看護学概論Ⅱ	講義		4						○				※
看護学実習	実習		4						○				
臨床心理学	講義		2					○					
レクリエーション支援論	講義		2							○			
チームマネジメント	講義		2					○					
生活支援と障害者介護Ⅲ	講義		2					○					
介護過程Ⅰ	演習		2			○							
介護における安全とリスクマネジメント	講義		2					○					
医療的ケア実施の基礎	講義		2							○			
喀痰吸引	講義		2							○			
経管栄養	講義		2							○			
医療的ケア演習	演習		2							○			
社会福祉援助技術論Ⅱ	講義		2			○							
社会福祉援助技術演習Ⅰ	演習		4				○						
社会福祉援助技術演習Ⅱ	演習		6						○	○			
社会福祉援助実習	実習		2					○					
社会福祉施設経営論	講義		2					○					
社会調査法Ⅰ	講義		2	○									
社会調査法Ⅱ	講義		2			○							
児童福祉論	講義		2			○							
社会保障論	講義		2					○					
公的扶助論	講義		2					○					
地域福祉論	講義		2					○					
就労支援論	講義		1					○					
権利擁護と成年後見制度	講義		2					○					
更生保護制度論	講義		1					○					
教育の基礎理論A	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度A	講義		2			○							
教育課程論	講義		2					○					
教育方法論A	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2					○					
福祉科教育論Ⅰ	講義		2					○					
福祉科教育論Ⅱ	講義		2					○					
障害者教育総論	講義		2			○							
知的障害者の心理・生理・病理	講義		2			○							
肢体不自由者の心理・生理・病理	講義		2			○							
病弱者の心理・生理・病理	講義		2			○							
知的障害者のスポーツ指導	講義		2					○					
肢体不自由者のスポーツ指導	講義		2					○					
生涯学習概論A	講義		2	○									
生涯学習概論B	講義		2			○							
社会教育計画A	講義		2					○					
社会教育計画B	講義		2							○			
社会教育演習A	演習		2					○					
社会教育演習B	演習		2							○			

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必 修	選 択	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年		
教育社会学	講義		2			○							
日本国憲法	講義		2			○							
生活文化論	講義		2						○				
文章表現論Ⅰ	講義		2						○				
文章表現論Ⅱ	講義		2						○				
データ処理の基礎	講義		2						○				
メディア・リテラシー実習	実習		1			○							
スポーツ史	講義		2						○				
スポーツ政策論	講義		2								○		
スキーⅡ	実技		1						○				
マリンスポーツⅠ	実技		1			○							
マリンスポーツⅡ	実技		1						○				
ソフトボール	実技		1						○				
野球	実技		1						○				
新体操	実技		1						○				
テーピング	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
ボランティア活動実践D	実習		1								○		「認定」科目
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○									
海外短期研修A	実習		1	○		○		○		○			「認定」科目
海外短期研修B	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修C	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修D	実習		1	○		○		○		○			

- 注 1) 看護学概論Ⅱの履修について、原則として前年度看護学概論Ⅰを履修しなければ履修することができない。
2) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。
3) 応用科目で修得した単位は、すべてを卒業単位に含めることができる。
4) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必 修	選 択	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年		
介護概論Ⅱ	講義		2	○									
生活と生活支援	講義		2	○									
コミュニケーション技術論	講義		2	○									
生活支援技術の基礎Ⅱ	演習		2	○									
介護福祉とレクリエーション活動援助	演習		2			○							
介護福祉とレクリエーション援助演習	演習		2					○					
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	演習		2			○							
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	演習		2			○							
生活支援と居宅介護	演習		2			○							
生活支援と高齢者介護	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅰ	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅱ	演習		2			○							
介護過程Ⅱ	演習		2			○							
介護過程Ⅲ	演習		2					○					
介護実習Ⅰ	実習		3			○							
介護実習Ⅱ	実習		6							○			
介護実習Ⅲ	実習		6							○			
社会福祉援助技術現場実習指導	演習		6							○	○		
社会福祉援助技術現場実習	実習		6							○			

- 注 1) 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目は、卒業単位に含めることができない。

6 教職に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
養護実習Ⅰ	講義		1					○			○		
養護実習Ⅱ	実習		4								○		
教職論A	講義		2	○									
教職論B	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
特別支援教育論(児童生徒)	講義		2					○					
「総合的な学習の時間」論	講義		2					○					
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(中・高)	演習		2								○		
教職実践演習(養護教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
福祉科教材・授業研究	演習		2					○					
養護演習	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
知的障害者の教育	講義		2					○					
肢体不自由者の教育	講義		2			○							
病弱者の教育	講義		2					○					
視覚障害教育総論	講義		1					○					
聴覚障害教育総論	講義		1					○					
情緒障害教育総論	講義		1								○		
学習障害等教育総論	講義		2					○					
特別支援学校教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
特別支援学校教育実習Ⅱ	実習		2								○		

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

7 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
地域スポーツ戦略論	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2								○		
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
コンディショニング実習	実習		1					○					
スポーツ栄養学	講義		2			○							

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程<健康福祉学科>(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(教育課程の編成方法)

第2条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第6条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、学長決定として、学長が別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第7条 専門基礎科目については、講義科目12科目24単位及び実技科目4科目4単位以上(必修・選択必修)、計28単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第8条 発展科目については、22単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第9条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(介護福祉士及び社会福祉士に関する科目)

第10条 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目については、介護福祉士並びに社会福祉士受験資格の取得に必要な実習関連科目とし、その履修方法については別に定める。

修得した単位は卒業単位に含めない。

(自由科目)

第11条 自由科目は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

履修手続については、学長決定事項として、学長が別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(CAP制)

第12条の2 原則として学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るCAP制の運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(規程の改廃)

第25条 この規程、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第10条は、平成24年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成23年度以前から在学する者、並びに平成23年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)第14、15、16、17条、18条の規定に基づき、試験に関して学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の者に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、学長決定事項として、学長が別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

一 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

二 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

三 各履修科目の総授業時数の3分の2以上(但し、介護実習については5分の4以上)出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験

を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

2 学生証を携帯していない場合は、受験を認めない。

3 その他、受験の方法等については別に定める。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第16条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が決定することがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

G P Aポイントの算出について

G P Aポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合 格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (～59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$G P A = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、G P A算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔G P Aポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

C A P制の特別措置

前年度のG P Aポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

仙台大学教職課程の履修等に関する規程〈健康福祉学科〉(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学健康福祉学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

但し、特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格は、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の普通免許状を有する者(取得見込みの者も含む)に限り得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(特支コース) 特別支援学校教諭一種普通免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域)

(養教コース) 養護教諭一種普通免許状

(福祉コース) 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(特支一種免許状の教育課程及び履修方法)

第4条 特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第3の定めるところによる。

(養教一種免許状の教育課程及び履修方法)

第5条 養護教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第4の定めるところによる。

(教育実習及び養護実習)

第6条 教育実習及び養護実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ学長決定事項として、履修を認めた者を対象として学長が行う。

なお、特別の事情がある者は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合、3年次において教育実習を履修することができる。

2 教育実習及び養護実習における教育実習校又は養護実習校は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習及び養護実習に必要な書類は本学所定のものによる。教育実習及び養護実習に要する経費は学生の負担とする。

(介護等体験)

第7条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第8条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第9条 教育実習及び養護実習に関する手続き等については、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

(他規程の準用)

第10条 第3条から第5条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」を準用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
① 教科及び教科の指導法に関する科目	(1) 教科に関する専門事項	体操(含体づくり運動)	1	1		必修	
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1	必修	
		陸上競技	1		1	必修	
		水泳	1		1	必修	
		器械運動	2		1	必修	
		サッカー	2		1	1科目以上選択必修	
		バスケットボール	2		1		
		ハンドボール	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	1		1	1科目以上選択必修	
		バレーボール	1		1		
		バドミントン	1		1		
		卓球	1		1		
		ソフトボール	3		1	1科目以上選択必修	
		野球	3		1		
		柔道	1		1	1科目以上選択必修	
		剣道	1		1		
	ダンスⅠ	1	1				
	海浜実習	1		1	1科目以上選択必修		
	スキーⅠ	1		1			
	キャンプ	1		1			
	スケート	1		1			
	新体操	3		1	選択		
	(2) 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修	
		スポーツ心理学	1	2		必修	
		スポーツ経営学	1		2	必修	
		スポーツ社会学	1	2		必修	
運動学(含運動方法学)		2		2	必修		
スポーツバイオメカニクス		2	2		必修		
スポーツ史		3		2	必修		
体力相談と運動処方	2		2	選択			
(3) 生理学(運動生理学を含む。)	医学一般	1		2	必修		
	運動生理学	2	2		必修		
	スポーツ医学概論	2		2	必修		
(4) 衛生学及び公衆衛生学	保健医療論	1		2	必修		
	衛生・公衆衛生学	2		2	必修		
(5) 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	運動障害救急法(含実習)	2	2		必修		
	学校保健学	3		2	必修		
(2) 各教科の指導法	保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修		
	保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修		
	保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修		
	保健体育科教育論Ⅳ	3		2	必修		

職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
②教育の基礎的理解に関する科目	(1)教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 2単位	教育の基礎理論 A	2		2	必修	
	(2)教職の意義及び教員の役割(チーム学校運営への対応を含む。) 2単位	教職論 A	1		2	必修	○
	(3)教育に関する社会的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 2単位	教育の制度 A	2		2	必修	
	(4)幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 2単位	教育の心理	2		2	必修	
	(5)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 2単位	特別支援教育論(児童生徒)	3		2	必修	
	(6)教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 2単位	教育課程論	3		2	必修	
	(7)教育実践に関する科目	教育実践 I 教育実践 II 教育実践 III 教育実践 IV	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 事前事後指導 中学は4単位選択必修 高校は2単位選択必修	○ ○ ○ ○
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(1)道徳の理論及び指導法 中学2単位	道徳教育論	3		2	中学のみ必修	○
	(2)総合的な学習の時間の指導法 2単位	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修	
	(3)特別活動の指導法 2単位	特別活動論	2		2	必修	○
	(4)教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 2単位	教育方法論 A	3		2	必修	
	(5)生徒指導の理論及び方法 2単位	生徒指導論 A(含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	3		2	必修	○
	(6)進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2単位	教育相談	2		2	必修	
	(7)教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 2単位	教育相談	2		2	必修	
④教育実践に関する科目	(1)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習 I 教育実習 II 教育実習 III 教育実習 IV	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 事前事後指導 中学は4単位選択必修 高校は2単位選択必修	○ ○ ○ ○
	(2)教職実践演習 2単位	教職実践演習(中・高)	4		2	必修	○
⑤大学が独自に設定する科目		道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	高校のみ選択 選択 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中学4単位、高校12単位以上修得	○ ○
		中学4単位 高校12単位					

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
中学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	28単位	10単位	10単位	7単位	4単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第2 (第3条2項「高等学校教諭」〈福祉〉関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数					
			学年	必修	選択			
① 教科及び教科の指導法に関する科目	(1) 教科に関する専門事項	(1) 社会福祉学(職業指導を含む。)	社会福祉概論Ⅰ	1	2		必修	
		社会福祉概論Ⅱ	1		2	必修		
		社会保障論	3		2	選択		
		公的扶助論	3		2	選択		
		地域福祉論	3		2	選択		
		(2) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論	1		2	必修	
		児童福祉論	2		2	必修		
	障害者福祉論	2		2	必修			
	(3) 社会福祉援助技術	コミュニケーション技術演習	1	2		必修		
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2		2	必修		
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2		2	選択		
		介護福祉とレクリエーション援助演習	3		2	選択		
		福祉レクリエーション実技	3		1	選択		
		(4) 介護理論・介護技術	介護概論Ⅰ	1		2	必修	
介護概論Ⅱ			1		2	必修		
生活支援技術の基礎Ⅰ			1		2	必修		
生活支援技術の基礎Ⅱ			1		2	必修		
介護過程Ⅰ			2		2	必修		
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2			2	必修			
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2			2	必修			
生活支援と居宅介護	2			2	} 2科目選択必修			
生活支援と高齢者介護	2			2				
生活支援と障害者介護Ⅰ	2			2				
生活支援と障害者介護Ⅱ	2		2					
(5) 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		4	必修			
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4		6	選択			
	社会福祉援助実習	3		2	} 1科目選択必修			
	社会福祉援助技術現場実習	3		6				
	介護実習Ⅰ	2		3		必修	○	
	介護実習Ⅱ	3		6		選択	○	
介護実習Ⅲ	3		6	選択	○			
(6) 人体構造及び日常生活行動に関する理解	保健医療論	1		2	必修			
	医学一般	1		2	必修			
	こころとからだⅠ	2		2	必修			
	こころとからだⅡ	3		2	必修			
(7) 加齢及び障害に関する理解	発育発達と老化	2		2	必修			
	認知症の理解Ⅱ	2		2	必修			
	障害者教育総論	2		2	必修			
(2) 各教科の指導法	福祉科教育論Ⅰ	3		2	必修			
	福祉科教育論Ⅱ	3		2	必修			
② 教育の基礎的理解に関する科目	(1) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 2単位	教育の基礎理論 A	2		2	必修		
	(2) 教職の意義及び教員の役割(チーム学校運営への対応を含む。) 2単位	教職論 A	1		2	必修	○	
	(3) 教育に関する社会的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 2単位	教育の制度 A	2		2	必修		
	(4) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 2単位	教育の心理	2		2	必修		
	(5) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 2単位	特別支援教育論(児童生徒)	3		2	必修		
	(6) 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 2単位	教育課程論	3		2	必修		

	職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(1) 総合的な学習の時間の指導法 2単位	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修	
	(2) 特別活動の指導法 2単位	特別活動論	2		2	必修	○
	(3) 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 2単位	教育方法論 A	3		2	必修	
	(4) 生徒指導の理論及び方法	生徒指導論 A (含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	3		2	必修	○
	(5) 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2単位						
	(6) 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 2単位	教育相談	2		2	必修	
④ 教育実践に関する科目	(1) 教育実習 高校3単位	教育実習 I 教育実習 II 教育実習 III 教育実習 IV	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 事前事後指導 高校は2単位選択必修	○ ○ ○ ○
	(2) 教職実践演習 2単位	教職実践演習 (中・高)	4		2	必修	○
⑤ 大学が独自に設定する科目	高校12単位	道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得	○ ○

※注—○印の授業科目はC A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位	59単位

【特記】 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2単位 (本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 「体育」 2単位 (本学開講科目:「運動生理学」〈2年/2単位〉)
3. 外国語コミュニケーション 2単位 (本学開講科目:「総合英語A (含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D (含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 「情報機器の操作」 2単位 (本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第3（第4条「特別支援学校教諭」関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
特別支援教育領域に関する科目	(1)特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論	2		2	必修	
	(2)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		病弱者の心理・生理・病理	2		2	必修	
	(3)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者の教育	3		2	必修	○
		知的障害者のスポーツ指導	3		2	必修	
		肢体不自由者の教育	2		2	必修	○
		肢体不自由者のスポーツ指導	3		2	必修	
	(4)免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	視覚障害教育総論	3		1	必修	○
		聴覚障害教育総論	3		1	必修	○
		情緒障害教育総論	4		1	必修	○
		学習障害等教育総論	3		2	必修	○
	(5)心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○
		特別支援学校教育実習Ⅱ	4		2	必修	○

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		中学校・高等学校教諭			特別支援学校教諭		
特別支援学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有すること	区分	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	85単位
		中学	20単位	31単位	8単位	26単位	
		高校	20単位	23単位	16単位		

【特記】特別支援学校教諭免許状取得のためには、前記の中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）、若しくは高等学校教諭一種普通免許状（福祉）取得のための科目のほかに、「特別支援教育に関する科目」についても履修しなければならない。
また、「日本国憲法」ほか文部科学省令で定める科目についても、必ず履修しなければならない。

別表第4 (第5条「養護教諭」関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
① 養護に関する科目	(1) 衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。) 4単位	衛生・公衆衛生学 保健医療論	2 1		2 2	必修 必修	
	(2) 学校保健 2単位	学校保健学	3		2	必修	
	(3) 養護概説 2単位	養護概説	2		2	必修	
		養護演習	3		2	必修	
	(4) 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 2単位	健康相談	3		2	必修	
	(5) 栄養学(食品学を含む。) 2単位	栄養学概論	1	2		必修	
	(6) 解剖学・生理学 2単位	医学一般	1		2	必修	
		運動生理学	2	2		必修	
		スポーツ医学概論	2		2	選択	
(7) 「微生物学、免疫学、薬理概論」 2単位	免疫・薬理学	2		2	必修		
(8) 精神保健 2単位	精神保健学	2		2	必修		
	臨床心理学	3		2	必修		
(9) 看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) 10単位	看護学概論Ⅰ	2		2	必修		
	看護学概論Ⅱ	3		4	必修		
	看護学実習	3		4	必修		
	運動障害救急法(含実習)	2	2		必修		
	テーピング	1		1	選択		
② 教育の基礎的理解に関する科目	(1) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 2単位	教育の基礎理論 A	2		2	必修	
	(2) 教職の意義及び教員の役割(チーム学校運営への対応を含む。) 2単位	教職論 B	1		2	必修	○
	(3) 教育に関する社会的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 2単位	教育の制度 A	2		2	必修	
	(4) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 2単位	教育の心理	2		2	必修	
	(5) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 2単位	特別支援教育論(児童生徒)	3		2	必修	
	(6) 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 2単位	教育課程論	3		2	必修	
③ 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(1) 道徳、特別活動及び及び総合的な学習の時間に関する内容 2単位	道徳教育論	3		2	必修	○
		「総合的な学習の時間」論	3		2	必修	
		特別活動論	2		2	必修	○
	(2) 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 2単位	教育方法論 A	3		2	必修	
(3) 生徒指導の理論及び方法 2単位	生徒指導論 B	3		2	必修	○	
(4) 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 2単位	教育相談	2		2	必修		
④ 教育実践に関する科目	(1) 養護実習 5単位	養護実習Ⅰ	3・4		1	必修	事前事後指導
		養護実習Ⅱ	4		4	必修	
(2) 教職実践演習 2単位	教職実践演習(養護教諭)	4		2	必修	○	

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数				
		学年	必修	選択		
⑤ 大学が独自に設定する科目 7単位	教職総合演習	3		2	選択 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上修得	○

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
養護教諭	学士の学位を有すること	28単位	8単位	6単位	7単位	7単位	56単位

【特記】養護教諭一種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育 2単位（本学開講科目：「運動生理学」〈2年／2単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作 2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

仙台大学教育実習等の履修許可基準に関する内規〈健康福祉学科〉(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、特別支援学校教育実習及び養護実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から12単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 教育実習Ⅰ（福祉）は、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (3) 特別支援学校教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (4) 養護実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表6に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。
- 3 第1項の規程にかかわらず、教育実習等Ⅰに関しては、修業年限内に2科目を超えて履修することは原則として認めない。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ（保健体育）及び教育実習Ⅳ（保健体育）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から24単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 教育実習Ⅲ（福祉）及び教育実習Ⅳ（福祉）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から18単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）及び別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (3) 特別支援学校教育実習Ⅱは、原則として、前年度において特別支援学校教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）かつ別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）かつ別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から14単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (4) 養護実習Ⅱは、原則として、前年度において看護学概論Ⅱ及び養護実習Ⅰを履修し、かつ別表6に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表7に掲げる養護に関する科目から20単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 前項にかかわらず、教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。
- (科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、各教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

- 2 特別支援学校教育実習Ⅱに関しては、すでに教育職員免許状（養護教諭一種普通免許状を除く）を取得し

た者に限り、前項にかかわらず履修を認めることがある。

(内規の改廃)

第5条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

1 この内規は、平成7年10月1日から適用する。

附 則

1 この内規は、平成12年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成13年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成21年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成30年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成31年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論A	2年次	2
教育の制度A	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論I	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論A	3年次	2
保健体育科教育論II	3年次	2
保健体育科教育論III	3年次	2
保健体育科教育論IV	3年次	2
特別支援教育論（児童生徒）	3年次	2
「総合的な学習の時間」論	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目及び応用科目のうち下記の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
運動生理学	2年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
スポーツ医学概論	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

体操、レクリエーション実技I、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、テニス、バドミントン、卓球、ソフトボール、野球、柔道、剣道、ダンスI、海浜実習、スキーI、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目(福祉)

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論A	2年次	2
教育の制度A	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論A	3年次	2
福祉科教育論I	3年次	2
福祉科教育論II	3年次	2
特別支援教育論(児童生徒)	3年次	2
「総合的な学習の時間」論	3年次	2

別表4 教科に関する科目(福祉)

科目名	開講学年	単位数
社会福祉概論I(職業指導を含む)	1年次	2
社会福祉概論II	1年次	2
コミュニケーション技術演習	1年次	2
老人福祉論	1年次	2
介護概論I	1年次	2
介護概論II	1年次	2
生活支援技術の基礎I	1年次	2
生活支援技術の基礎II	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
児童福祉論	2年次	2
障害者福祉論	2年次	2
社会福祉援助技術論I	2年次	2
介護過程I	2年次	2
生活支援技術の実践と応用I	2年次	2
生活支援技術の実践と応用II	2年次	2
生活支援と居宅介護	2年次	2
生活支援と高齢者介護	2年次	2
生活支援と障害者介護I	2年次	2
生活支援と障害者介護II	2年次	2
生活支援と障害者介護III	3年次	2
社会福祉援助技術演習I	2年次	4
こころとからだI	2年次	2
介護実習I	2年次	3
発育発達と老化	2年次	2
認知症の理解II	2年次	2
障害者教育総論	2年次	2
社会福祉援助実習	3年次	2
社会福祉援助技術現場実習	3年次	6
こころとからだII	3年次	2

別表5 特別支援教育に関する科目

科目名	開講学年	単位数
障害者教育総論	2年次	2
知的障害者の心理・生理・病理	2年次	2
肢体不自由者の心理・生理・病理	2年次	2
病弱者の心理・生理・病理	2年次	2
知的障害者の教育	3年次	2
知的障害者のスポーツ指導	3年次	2
肢体不自由者の教育	2年次	2
肢体不自由者のスポーツ指導	3年次	2
病弱者の教育	3年次	2
視覚障害教育総論	3年次	1
聴覚障害教育総論	3年次	1
学習障害等教育総論	3年次	2
情緒障害教育総論	4年次	1

別表6 教職に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論B	1年次	2
教育の基礎理論A	2年次	2
教育の制度A	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論A	3年次	2
特別支援教育論（児童生徒）	3年次	2
「総合的な学習の時間」論	3年次	2

別表7 養護に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
保健医療論	1年次	2
栄養学概論	1年次	2
医学一般	1年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
養護概説	2年次	2
運動生理学	2年次	2
免疫・薬理学	2年次	2
精神保健学	2年次	2
看護学概論I	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
学校保健学	3年次	2
養護演習	3年次	2
健康相談	3年次	2
臨床心理学	3年次	2

仙台大学介護福祉士養成に関する規程(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、介護福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)に基づき指定を受ける学校は、仙台大学体育学部健康福祉学科介護福祉士養成専攻(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は1学年あたり80名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望調査を行い決定する。決定後の変更は、原則として認められない。

(履修方法)

第4条 養成学校では、学則、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「指定規則」という。)の定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定規則に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 所定の科目のうち、介護実習の時間数は、次のとおりとする。

一 介護実習Ⅰの履修は、90時間とする。

二 介護実習Ⅱ、介護実習Ⅲの履修はそれぞれ、180時間とする。実習の許可については、別に定める「仙台大学介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成学校においては、転入学、編入学、大学学則に基づく科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は、学則に基づく関係規程の定めによるところによる。

(成績考查、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、介護実習については450時間)に満たない場合は当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考查は、教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、学則に定める所定の科目を履修し、167単位以上を修得しない場合は、介護福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定の手続を経た者は、介護福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、学則及び関係規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。
 なお、平成12年度入学生については、従前の規程によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年学校教育法改正に伴い、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年度入学生から適用する。

平成31年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

別 表

(平成31年度入学生用)「19番代」

領域	教育内容	本学開講科目名
人間と社会	人間の尊厳と自立	現代の思想
	人間関係とコミュニケーション	人の心と行動
		チームマネジメント
	社会の理解	社会学概論
		社会福祉概論 I
		社会保障論
	人間と社会に関する選択科目	健康福祉総論
		運動生理学
		栄養学概論
		スポーツ心理学
		運動障害救急法 (含実習)
		健康運動指導実技
	体操 (含体づくり運動)	

領域	教育内容	本学開講科目名
介護	介護の基本	介護概論Ⅰ
		介護概論Ⅱ
		リハビリテーション論
		介護福祉とレクリエーション活動援助
		生活支援と障害者介護Ⅲ
		介護における安全とリスクマネジメント
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術論
		コミュニケーション技術演習
	生活支援技術	生活と生活支援
		生活支援技術の基礎Ⅰ
		生活支援技術の基礎Ⅱ
		生活支援技術の実践と応用Ⅰ
		生活支援技術の実践と応用Ⅱ
		生活支援と居宅介護
	生活支援技術	生活支援と高齢者介護
		生活支援と障害者介護Ⅰ
		生活支援と障害者介護Ⅱ
		介護福祉とレクリエーション援助演習
	介護過程	介護過程Ⅰ
		介護過程Ⅱ
		介護過程Ⅲ
介護過程と介護研究Ⅰ		
介護過程と介護研究Ⅱ		
介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	
	介護総合演習Ⅱ	
	介護総合演習Ⅲ	
	介護総合演習Ⅳ	
介護実習	介護実習Ⅰ	
	介護実習Ⅱ	
	介護実習Ⅲ	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	健康づくり運動演習
		発育発達と老化
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ
		認知症の理解Ⅱ
	障害の理解	障害者教育総論
		障害の理解
	こころとからだのしくみ	保健医療論
		医学一般
こころとからだⅠ		
こころとからだⅡ		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア実施の基礎
		喀痰吸引
		経管栄養
		医療的ケア演習

※仙台大学介護福祉士養成に関する規程第4条にある所定の科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これらの全科目を履修し単位を修得した者には、受験資格を得ることができる。

仙台大学介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可基準に関する内規(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(介護実習Ⅰの履修許可基準)

第2条 介護実習Ⅰは、養成学校に所属した者について認める。

2 介護実習Ⅰは、原則として、保健医療論、介護概論Ⅰ、介護概論Ⅱ、生活支援技術の基礎Ⅰ、生活支援技術の基礎Ⅱの5科目を履修した者について認める。

(介護実習Ⅱの履修許可基準)

第3条 介護実習Ⅱは、原則として、介護実習Ⅰの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(介護実習Ⅲの履修許可基準)

第4条 介護実習Ⅲは、原則として介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅲを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(内規の改廃)

第5条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

1 この内規は、平成13年4月1日から施行する。

2 この内規は、平成13年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 この内規は、平成21年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 この内規は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

仙台大学社会福祉士養成に関する規程(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、社会福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30条)に基づき指定を受ける学校は、仙台大学体育学部健康福祉学科社会福祉士養成専攻(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は、1学年当たり40名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望者を面談の上決定する。

(履修方法)

第4条 養成学校では、学則及び社会福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という。)の定める所定の科目(以下「指定科目」という。)を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定科目に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 4年以上在学し、かつ、学則に定める所定の科目を履修し、138単位以上を修得しない場合は、社会福祉士の受験資格を付与しない。

4 養成学校においては、転入学、編入学、科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は、関係規程の定めによるものとする。

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、社会福祉援助技術現場実習については5分の4)に満たない場合は、当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考査は、教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、学則に定める所定の科目を履修し、138単位以上を修得しない場合は、社会福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で所定の手続を経た者は、社会福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、学則及び関係規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目

指定科目(22科目)	左記に対応する本学開講科目	資格取得のための必修・選択区分			
		学年	必修	選択	備考
科目名	授業科目名				
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	1	2		
心理学理論と心理的支援	心理学概論	1・2・3	2		
社会理論と社会システム	社会学概論	1・2・3	2		
現代社会と福祉	社会福祉概論Ⅰ	1	2		
	社会福祉概論Ⅱ	1	2		
社会調査の基礎	社会調査法Ⅰ	1	2		
	社会調査法Ⅱ	2	2		
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論Ⅰ	2	2		
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅱ	2	2		
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	3	2		
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3	2		
福祉サービスの組織と経営	社会福祉施設経営論	3	2		
社会保障	社会保障論	3	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論	1	2		
	介護総論	3	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	2	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3	2		
保健医療サービス	保健医療論	1	2		
就労支援サービス	就労支援論	3	1		
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	3	2		
更生保護制度	更生保護制度論	3	1		
相談援助演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	4		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4	6		
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導	3・4	6		
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習	3	6		

※仙台大学社会福祉士養成に関する規程第4条にある指定科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。

これらの全科目を履修し単位を修得した者は、受験資格を得ることができる。

仙台大学社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 社会福祉援助技術現場実習の履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(社会福祉援助技術現場実習指導の履修許可基準)

第2条 社会福祉援助技術現場実習指導は、社会福祉概論Ⅰ、社会福祉概論Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ及び社会福祉援助技術演習Ⅰの5科目の単位を修得した者について履修を認める。

(社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準)

第3条 社会福祉援助技術現場実習は、社会福祉援助技術現場実習指導及び社会福祉援助技術演習Ⅱの科目の単位を修得(見込み)した者について履修を認める。

(内規の改廃)

第4条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

- 1 この内規は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この内規の第2条は、平成11年度以前の入学者には適用しない。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から適用する。

カリキュラム 《健康福祉学科》

(平成30年度入学生用)「18番代」

健康福祉学科授業科目及び単位数
(平成30年度入学生用)「18番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜健康福祉学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜健康福祉学科＞

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜健康福祉学科＞

仙台大学介護福祉士養成に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜健康福祉学科＞

介護実習の履修許可基準に関する内規
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜健康福祉学科＞

仙台大学社会福祉士養成に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜健康福祉学科＞

社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規
(平成30年度入学生用)「18番代」

健康福祉学科授業科目及び単位数（平成30年度入学生用）「18番代」

1 基礎科目

授 業 科 目	種 別	単 位 数		標 準 履 修 学 年								備 考				
				1 年		2 年		3 年		4 年						
		必 修	選 択	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年					
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○											
	情報処理	演習	2		○											
	学習基礎教養演習	演習	2		○											
	総合英語A (含外国語コミュニケーション)	演習	1		○											
	総合英語B (含外国語コミュニケーション)	演習	1				○									
	総合英語C (含外国語コミュニケーション)	演習	1				○									
	総合英語D (含外国語コミュニケーション)	演習	1						○							
教 養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2	○		○		○							3分野から1科目以上計6単位以上 選択必修	
	現代の思想	講義	2	○		○		○								
	心理学概論	講義	2	○		○		○								
	人の心と行動	講義	2	○		○		○								
	ことばと人間A	講義	2			○								人文分野		
	ことばと人間B	講義	2			○										
	日本の文化I	講義	2	○												
	日本の文化II	講義	2	○												
	単位互換科目 (人文科学系)	講義	2	○		○		○								
	社会学概論	講義	2	○		○		○						社会分野		
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○								
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○								
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○								
	法学	講義	2	○		○		○								
	歴史学入門	講義	2	○		○		○								
	歴史と人間	講義	2	○		○		○								
	単位互換科目 (社会科学系)	講義	2	○		○		○								
	生物科学	講義	2	○		○		○						自然分野		
	エコロジー概論	講義	2	○		○		○								
	教養数学	講義	2	○		○		○								
単位互換科目 (自然科学系)	講義	2	○		○		○									
体育系大学の基礎教養	講義	2		○									「認定」科目			
仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2					○									
仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2							○							
仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2									○					
海 外 文 化 科 目	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○												
	英会話A	演習	2			○										
	英会話B	演習	2			○										
	英会話C	演習	2					○								
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2					○								
	就職のための英語	演習	2					○								
	ドイツ語Ⅰ	演習	2					○								
	ドイツ語Ⅱ	演習	2					○								
	スペイン語Ⅰ	演習	2					○								
	スペイン語Ⅱ	演習	2					○								
	中国語Ⅰ	演習	2			○										
	中国語Ⅱ	演習	2			○										
	韓国語Ⅰ	演習	2			○										
韓国語Ⅱ	演習	2			○											

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
看護学概論Ⅰ	講義		2			○							
免疫・薬理学	講義		2			○							
障害の理解	講義		2			○							
保健医療論	講義		2	○									
医学一般	講義		2	○									
介護過程と介護研究Ⅰ	演習		2								○		
介護過程と介護研究Ⅱ	演習		2								○		
介護概論Ⅰ	講義		2	○									
生活支援技術の基礎Ⅰ	演習		2	○									
介護総合演習Ⅰ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅱ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅲ	演習		2					○					
介護総合演習Ⅳ	演習		2					○					
介護における安全とリスクマネジメント	講義		2					○					
認知症の理解Ⅰ	講義		2			○							
認知症の理解Ⅱ	講義		2					○					
こころとからだⅠ	講義		2			○							
こころとからだⅡ	講義		2					○					
精神保健学	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
健康相談	講義		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅰ	講義		2			○							
福祉行財政と福祉計画	講義		2					○					
老人福祉論	講義		2	○									
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○									
介護総論	講義		2					○					
養護概説	講義		2			○							
障害者福祉論	講義		2			○							
発育発達と老化	講義		2					○					
スポーツ医学A	講義		2			○							
スポーツ医学B	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2			○							
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2			○							
体育原理	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
体力相談と運動処方	講義		2			○							
健康支援・介護予防演習	演習		2			○							
福祉レクリエーション実技	実技		1					○					
福祉レクリエーション支援実習	実習		2				○						
障害者とスポーツ	講義		2			○							
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
卒業論文	論文	6										○	

※

- 注 1) 発展科目は、計22単位以上を修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
 3) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
看護学概論Ⅱ	講義		4						○				※
看護学実習	実習		4						○				
臨床心理学	講義		2					○					
レクリエーション支援論	演習		2							○			
介護過程Ⅰ	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅲ	演習		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅱ	講義		2			○							
社会福祉援助技術演習Ⅰ	演習		4				○						
社会福祉援助技術演習Ⅱ	演習		6						○	○			
社会福祉援助実習	実習		2					○					
社会福祉施設経営論	講義		2					○					
社会調査法Ⅰ	講義		2	○									
社会調査法Ⅱ	講義		2			○							
児童福祉論	講義		2			○							
社会保障論	講義		2					○					
公的扶助論	講義		2					○					
地域福祉論	講義		2					○					
就労支援論	講義		1					○					
権利擁護と成年後見制度	講義		2					○					
更生保護制度論	講義		1					○					
教育の基礎理論	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度	講義		2			○							
教育課程論	講義		2					○					
教育方法論	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2					○					
福祉科教育論Ⅰ	講義		2					○					
福祉科教育論Ⅱ	講義		2					○					
障害者教育総論	講義		2			○							
知的障害者の心理・生理・病理	講義		2			○							
肢体不自由者の心理・生理・病理	講義		2			○							
病弱者の心理・生理・病理	講義		2			○							
知的障害者のスポーツ指導	講義		2					○					
肢体不自由者のスポーツ指導	講義		2					○					
生涯学習概論A	講義		2	○									
生涯学習概論B	講義		2			○							
社会教育計画A	講義		2					○					
社会教育計画B	講義		2							○			
社会教育演習A	演習		2					○					
社会教育演習B	演習		2							○			
教育社会学	講義		2			○							
日本国憲法	講義		2			○							
生活文化論	講義		2					○					
文章表現論Ⅰ	講義		2					○					
文章表現論Ⅱ	講義		2					○					

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
データ処理の基礎	講義		2					○					
メディア・リテラシー実習	実習		1			○							
スポーツ史	講義		2					○					
スポーツ政策論	講義		2								○		
スキーⅡ	実技		1					○					
マリンスポーツⅠ	実技		1			○							
マリンスポーツⅡ	実技		1					○					
テニス	実技		1			○							
バドミントン	実技		1								○		
ソフトボール	実技		1								○		
野球	実技		1								○		
卓球	実技		1								○		
新体操	実技		1						○				
テーピング	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
ボランティア活動実践D	実習		1								○		「認定」科目
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○									
海外短期研修A	実習		1	○		○		○		○			「認定」科目
海外短期研修B	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修C	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修D	実習		1	○		○		○		○			

- 注 1) 看護学概論Ⅱの履修について、原則として前年度看護学概論Ⅰを履修しなければ履修することができない。
2) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。
3) 応用科目で修得した単位は、すべてを卒業単位に含めることができる。
4) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
介護概論Ⅱ	講義		2	○									
生活と生活支援	講義		2	○									
コミュニケーション技術論	講義		2	○									
生活支援技術の基礎Ⅱ	演習		2	○									
介護福祉とレクリエーション活動援助	演習		2			○							
介護福祉とレクリエーション援助演習	演習		2					○					
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	演習		2			○							
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	演習		2			○							
生活支援と居宅介護	演習		2			○							
生活支援と高齢者介護	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅰ	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅱ	演習		2			○							
介護過程Ⅱ	演習		2			○							
介護過程Ⅲ	演習		2					○					
介護実習Ⅰ	実習		3			○							
介護実習Ⅱ	実習		6							○			
介護実習Ⅲ	実習		6							○			
社会福祉援助技術現場実習指導	演習		6							○	○		
社会福祉援助技術現場実習	実習		6							○			
医療的ケア実施の基礎	講義		2								○		
喀痰吸引	講義		2								○		
経管栄養	講義		2								○		
医療的ケア演習	演習		2								○		

- 注 1) 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目は、卒業単位に含めることができない。

6 教職に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
養護実習Ⅰ	講義		1					○			○		
養護実習Ⅱ	実習		4								○		
教職論A	講義		2	○									
教職論B	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A（含進路指導の理論及び方法）	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習（教諭）	演習		2								○		
教職実践演習（養護教諭）	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
福祉科教材・授業研究	演習		2					○					
養護演習	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
知的障害者の教育	講義		2					○					
肢体不自由者の教育	講義		2			○							
病弱者の教育	講義		2					○					
視覚障害教育総論	講義		1					○					
聴覚障害教育総論	講義		1					○					
情緒障害教育総論	講義		1								○		
学習障害等教育総論	講義		2					○					
特別支援学校教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
特別支援学校教育実習Ⅱ	実習		2								○		

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

7 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
地域スポーツ戦略論	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論（含演習）	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論（含演習）	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2								○		
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
コンディショニング実習	実習		1					○					
スポーツ栄養学	講義		2			○							

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<健康福祉学科>(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成方法)

第2条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目及び単位数等は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第6条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第7条 専門基礎科目については、講義科目12科目24単位及び実技科目4科目4単位以上(必修・選択必修)、計28単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第8条 発展科目については、22単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第9条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(介護福祉士及び社会福祉士に関する科目)

第10条 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目については、介護福祉士並びに社会福祉士受験資格の取得に必要な実習関連科目とし、その履修方法については別に定める。

修得した単位は卒業単位に含めない。

(自由科目)

第11条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

登録手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でない判断される者を除く）に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(附 則)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条及び第10条は、平成24年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成23年度以前から在学する者、並びに平成23年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)14、15、16、17条、18条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

- 2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。
- 3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。
- 4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

- 2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の者に限り、受けることができる。
- 3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。
- 4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。
- (2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。
- (3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上(但し、介護実習については5分の4以上)出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

- 2 学生証を携帯していない場合は、受験を認めない。
- 3 その他、受験の方法等については別に定める。

(附 則)

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第16条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

G P A ポイントの算出について

G P A ポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合 格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (~59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$G P A = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、G P A 算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔G P A ポイントが必然的に低くなる⇔変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

C A P 制の特別措置

前年度のG P A ポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

教職課程の履修等に関する規程〈健康福祉学科〉(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学健康福祉学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

但し、特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格は、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の普通免許状を有する者(取得見込みの者も含む)に限り得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(特支コース) 特別支援学校教諭一種普通免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域)

(養教コース) 養護教諭一種普通免許状

(福祉コース) 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(特支一種免許状の教育課程及び履修方法)

第4条 特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第3の定めるところによる。

(養教一種免許状の教育課程及び履修方法)

第5条 養護教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第4の定めるところによる。

(教育実習及び養護実習)

第6条 教育実習及び養護実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者は、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合、3年次において教育実習を履修することができる。

2 教育実習及び養護実習における教育実習校又は養護実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習及び養護実習に必要な書類は本学所定のものによる。教育実習及び養護実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習及び養護実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(介護等体験)

第7条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第8条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第9条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第10条 第3条から第5条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程

及び履修方法等に関する規程〈健康福祉学科〉」を準用する。

(附 則)

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注				
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数							
		学年	必修			選択			
① 教 科 に 関 す る 科 目	(1)体育実技	体操 (含体づくり運動) レクリエーション実技 I	1 1	1 1	必修 必修				
		陸上競技 水泳 器械運動	1 1 2	1 1 1	} 2科目以上選択必修				
		バレーボール バスケットボール ハンドボール サッカー ラグビー テニス バドミントン 卓球 ソフトボール 野球	1 1 1 2 2 2 4 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1		} 2科目以上選択必修			
		柔道 剣道 ダンス I	1 1 1	1 1 1			} 1科目以上選択必修		
		海浜実習 スキー I キャンプ スケート	1 1 1 1	1 1 1 1	} 1科目以上選択必修				
		新体操	3	1				選択	
		(2)「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会学、 体育史」及び運動学(運動方 法学を含む。)	体育原理 スポーツ心理学 スポーツ経営学 スポーツ社会学 運動学 (含運動方法学) スポーツバイオメカニクス スポーツ史 体力相談と運動処方	1 1 1 1 2 2 3 2			2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 選択	

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
①教科に関する科目	(3)生理学(運動生理学を含む。)	医学一般 運動生理学 スポーツ医学概論	1 2 2	2	2 2	必修 必修 必修	
	(4)衛生学及び公衆衛生学	保健医療論 衛生・公衆衛生学	1 2		2 2	必修 必修	
	(5)学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	運動障害救急法(含実習) 学校保健学	2 3	2	2	必修 必修	
②教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論 教育の心理 教育の制度	2 2 2		2 2 2	必修 必修 必修	
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論 保健体育科教育論Ⅰ 保健体育科教育論Ⅱ 保健体育科教育論Ⅲ 保健体育科教育論Ⅳ 道徳教育論 教育課程論 教育方法論	2 2 3 3 3 3 3 3		2 2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 選択 中学のみ必修 必修 必修	○ ○
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談 生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	2 3		2 2	必修 必修	○
	(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 } 中学は4単位選択必修 } 高校は2単位以上選択必修	○ ○ ○ ○
	(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○
③教科又は教職に関する科目		道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得	○ ○

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第2 (第3条2項「高等学校教諭」〈福祉〉関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修			選択
① 教科 に 関 す る 科 目	(1) 社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉概論Ⅰ(職業指導を含む)	1	2		必修	
		社会福祉概論Ⅱ	1		2	必修	
		社会保障論	3		2	選択	
		公的扶助論	3		2	選択	
		地域福祉論	3		2	選択	
	(2) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論	1		2	必修	
		児童福祉論	2		2	必修	
		障害者福祉論	2		2	必修	
	(3) 社会福祉援助技術	コミュニケーション技術演習	1	2		必修	
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2		2	必修	
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2		2	選択	
		介護福祉とレクリエーション援助演習	3		2	選択	
		福祉レクリエーション実技	3		1	選択	
	(4) 介護理論及び介護技術	介護概論Ⅰ	1		2	必修	
		介護概論Ⅱ	1		2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅰ	1		2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅱ	1		2	必修	
		介護過程Ⅰ	2		2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2		2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2		2	必修	
生活支援と居宅介護		2		2	} 2科目選択必修		
生活支援と高齢者介護		2		2			
生活支援と障害者介護Ⅰ		2		2			
生活支援と障害者介護Ⅱ		2		2			
生活支援と障害者介護Ⅲ	3		2				
(5) 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		4	必修		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4		6	選択		
	社会福祉援助実習	3		2	} 1科目選択必修		
	社会福祉援助技術現場実習	3		6			
	介護実習Ⅰ	2		3		必修	○
	介護実習Ⅱ	3		6	選択	○	
	介護実習Ⅲ	3		6	選択	○	
(6) 人体構造及び日常生活行動に関する理解	保健医療論	1		2	必修		
	医学一般	1		2	必修		
	こころとからだⅠ	2		2	必修		
	こころとからだⅡ	3		2	必修		
(7) 加齢及び障害に関する理解	発育発達と老化	2		2	必修		
	認知症の理解Ⅱ	2		2	必修		
	障害者教育総論	2		2	必修		
② 科 教 職 に 関 す る 科 目	(1) 教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2) 教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
	教育の心理	2		2	必修		
	教育の制度	2		2	必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目					備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(3)教育課程及び指導法に関する科目 6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		福祉科教育論Ⅰ	3		2	必修	
		福祉科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		教育課程論	3		2	必修	
		教育方法論	3		2	必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修	○
生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修			
(5)教育実習 3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	} 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2		○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○	
③教科又は教職に関する科目 高校16単位	道徳教育論	3		2	高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得	○	
	教職総合演習	3		2		○	

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】高等学校教諭一種普通免許状(福祉)取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 「体育」2単位(本学開講科目:「運動生理学」〈2年/2単位〉)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 「情報機器の操作」2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第3（第4条「特別支援学校教諭」関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
特別支援教育領域に関する科目	(1)特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論	2		2	必修	
	(2)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		病弱者の心理・生理・病理	2		2	必修	
	(3)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者の教育	3		2	必修	○
		知的障害者のスポーツ指導	3		2	必修	
		肢体不自由者の教育	2		2	必修	○
		肢体不自由者のスポーツ指導	3		2	必修	
		病弱者の教育	3		2	必修	○
	(4)免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	視覚障害教育総論	3		1	必修	○
		聴覚障害教育総論	3		1	必修	○
		情緒障害教育総論	4		1	必修	○
		学習障害等教育総論	3		2	必修	○
	(5)心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○
		特別支援学校教育実習Ⅱ	4		2	必修	○

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		中学校・高等学校教諭			特別支援学校教諭		
		区分	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	
特別支援学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有すること	中学	20単位	31単位	8単位	26単位	85単位
		高校	20単位	23単位	16単位		

【特記】特別支援学校教諭免許状取得のためには、前記の中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）、若しくは高等学校教諭一種普通免許状（福祉）取得のための科目のほかに、「特別支援教育に関する科目」についても履修しなければならない。
また、「日本国憲法」ほか文部科学省令で定める科目についても、必ず履修しなければならない。

別表第4 (第5条「養護教諭」関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
① 養護に関する科目	(1)衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。) 4単位	衛生・公衆衛生学	2		2	必修	
		保健医療論	1		2	必修	
	(2)学校保健 2単位	学校保健学	3		2	必修	
	(3)養護概説 2単位	養護概説	2		2	必修	
		養護演習	3		2	必修	
	(4)健康相談活動の理論及び方法 2単位	健康相談	3		2	必修	
	(5)栄養学(食品学を含む。) 2単位	栄養学概論	1	2		必修	
	(6)解剖学及び生理学 2単位	医学一般	1		2	必修	
		運動生理学	2	2		必修	
スポーツ医学概論		2		2	選択		
(7)「微生物学、免疫学、薬理概論」 2単位	免疫・薬理学	2		2	必修		
(8)精神保健 2単位	精神保健学	2		2	必修		
	臨床心理学	3		2	必修		
(9)看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) 10単位	看護学概論Ⅰ	2		2	必修		
	看護学概論Ⅱ	3		4	必修		
	看護学実習	3		4	必修		
	運動障害救急法(含実習)	2	2		必修		
	テーピング	1		1	選択		
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論B	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 4単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程に関する科目 4単位	特別活動論	2		2	必修	○
		道徳教育論	3		2	必修	○
教育課程論		3		2	必修		
教育方法論		3		2	必修		
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論B	3		2	必修	○	
(5)養護実習 5単位	養護実習Ⅰ(事前・事後指導)	3・4		1	必修	○	
	養護実習Ⅱ(3週間)	4		4	必修	○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(養護教諭)	4		2	必修	○	
③ に養護又は教職に関する科目	7単位	教職総合演習	3		2	選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて7単位以上修得	○

※注一〇印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
養護教諭	学士の学位を有すること	28単位	21単位	7単位	56単位

【特記】 養護教諭一種普通免許状取得のためには、前記科目のほか、文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育 2単位（本学開講科目：「運動生理学」〈2年／2単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作 2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

教育実習等の履修許可基準に関する内規〈健康福祉学科〉(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、特別支援学校教育実習及び養護実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 教育実習Ⅰ（福祉）は、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (3) 特別支援学校教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (4) 養護実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表6に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。
- 3 第1項の規程にかかわらず、教育実習等Ⅰに関しては、修業年限内に2科目を超えて履修することは原則として認めない。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ（保健体育）及び教育実習Ⅳ（保健体育）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 教育実習Ⅲ（福祉）及び教育実習Ⅳ（福祉）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）及び別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (3) 特別支援学校教育実習Ⅱは、原則として、前年度において特別支援学校教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）かつ別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）かつ別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から14単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (4) 養護実習Ⅱは、原則として、前年度において看護学概論Ⅱ及び養護実習Ⅰを履修し、かつ別表6に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表7に掲げる養護に関する科目から20単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 前項にかかわらず、教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、各教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育

実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

2 特別支援学校教育実習Ⅱに関しては、すでに教育職員免許状（養護教諭一種普通免許状を除く）を取得した者に限り、前項にかかわらず履修を認めることがある。

（附 則）

1 この内規は、平成7年10月1日から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成12年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成13年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成21年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成30年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論Ⅰ	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
保健体育科教育論Ⅱ	3年次	2
保健体育科教育論Ⅲ	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目及び応用科目のうち下記の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
運動生理学	2年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
スポーツ医学概論	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

体操、レクリエーション実技Ⅰ、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、テニス、バドミントン、卓球、ソフトボール、野球、柔道、剣道、ダンスⅠ、海浜実習、スキーⅠ、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（福祉）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
福祉科教育論Ⅰ	3年次	2
福祉科教育論Ⅱ	3年次	2

別表4 教科に関する科目（福祉）

科目名	開講学年	単位数
社会福祉概論Ⅰ（職業指導を含む）	1年次	2
社会福祉概論Ⅱ	1年次	2
コミュニケーション技術演習	1年次	2
老人福祉論	1年次	2
介護概論Ⅰ	1年次	2
介護概論Ⅱ	1年次	2
生活支援技術の基礎Ⅰ	1年次	2
生活支援技術の基礎Ⅱ	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
児童福祉論	2年次	2
障害者福祉論	2年次	2
社会福祉援助技術論Ⅰ	2年次	2
介護過程Ⅰ	2年次	2
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2年次	2
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2年次	2
生活支援と居宅介護	2年次	2
生活支援と高齢者介護	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅰ	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅱ	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅲ	3年次	2
社会福祉援助技術演習Ⅰ	2年次	4
ころとからだⅠ	2年次	2
介護実習Ⅰ	2年次	3
発育発達と老化	2年次	2
認知症の理解Ⅱ	2年次	2
障害者教育総論	2年次	2
社会福祉援助実習	3年次	2
社会福祉援助技術現場実習	3年次	6
ころとからだⅡ	3年次	2

別表5 特別支援教育に関する科目

科目名	開講学年	単位数
障害者教育総論	2年次	2
知的障害者の心理・生理・病理	2年次	2
肢体不自由者の心理・生理・病理	2年次	2
病弱者の心理・生理・病理	2年次	2
知的障害者の教育	3年次	2
知的障害者のスポーツ指導	3年次	2
肢体不自由者の教育	2年次	2
肢体不自由者のスポーツ指導	3年次	2
病弱者の教育	3年次	2
視覚障害教育総論	3年次	1
聴覚障害教育総論	3年次	1
学習障害等教育総論	3年次	2
情緒障害教育総論	4年次	1

別表6 教職に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論B	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2

別表7 養護に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
保健医療論	1年次	2
栄養学概論	1年次	2
医学一般	1年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
養護概説	2年次	2
運動生理学	2年次	2
免疫・薬理学	2年次	2
精神保健学	2年次	2
看護学概論 I	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
学校保健学	3年次	2
養護演習	3年次	2
健康相談	3年次	2
臨床心理学	3年次	2

仙台大学介護福祉士養成に関する規程(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 「学校教育法」に基づく仙台大学学則(以下「大学学則」という。)第34条に基づき、介護福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、仙台大学体育学部健康福祉学科介護福祉士養成専攻(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は1学年あたり80名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望調査を行い決定する。決定後の変更は、原則として認められない。

(履修方法)

第4条 養成学校では、大学学則、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「指定規則」という。)の定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定規則に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 所定の科目のうち、介護実習の時間数は、次のとおりとする。

一 介護実習Ⅰの履修は、90時間とする。

二 介護実習Ⅱ、介護実習Ⅲの履修はそれぞれ、180時間とする。実習の許可については、別に定める「介護実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成学校においては、転入学、編入学、大学学則に基づく科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は大学学則に基づく下部規程の定めによるところによる。

(成績考查、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、介護実習については5分の4)に満たない場合は当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考查は、大学学則に基づく教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、大学学則に定める所定の授業科目を履修し、175単位以上を修得しない場合は、介護福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定手続を経た者は、介護福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 規程の改廃は、教授会及び学校法人理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、大学学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。
なお、平成12年度入学生については、従前の規程によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

別 表

(平成30年度入学生用)「18番代」

領域	教育内容	本学開講科目名
人間と社会	人間の尊厳と自立	現代の思想
	人間関係とコミュニケーション	人の心と行動
	社会の理解	社会学概論
		社会福祉概論Ⅰ
		社会保障論
	人間と社会に関する選択科目	健康福祉総論
		運動生理学
		栄養学概論
		スポーツ心理学
		運動障害救急法(含実習)
		健康運動指導実技
体操(含体づくり運動)		
介護	介護の基本	介護概論Ⅰ
		介護概論Ⅱ
		リハビリテーション論
		介護福祉とレクリエーション活動援助
		介護福祉とレクリエーション援助演習
		介護における安全とリスクマネジメント
介護	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術論
		コミュニケーション技術演習
	生活支援技術	生活と生活支援
生活支援技術の基礎Ⅰ		
生活支援技術の基礎Ⅱ		
生活支援技術の実践と応用Ⅰ		
生活支援技術の実践と応用Ⅱ		
生活支援と居宅介護		

領域	教育内容	本学開講科目名
介護	生活支援技術	生活支援と高齢者介護
		生活支援と障害者介護Ⅰ
		生活支援と障害者介護Ⅱ
		生活支援と障害者介護Ⅲ
	介護過程	介護過程Ⅰ
		介護過程Ⅱ
		介護過程Ⅲ
		介護過程と介護研究Ⅰ
		介護過程と介護研究Ⅱ
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ
		介護総合演習Ⅱ
		介護総合演習Ⅲ
		介護総合演習Ⅳ
	介護実習	介護実習Ⅰ
		介護実習Ⅱ
		介護実習Ⅲ
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	健康づくり運動演習
		発育発達と老化
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ
		認知症の理解Ⅱ
	障害の理解	障害者教育総論
		障害の理解
	こころとからだのしくみ	保健医療論
		医学一般
こころとからだⅠ		
こころとからだⅡ		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア実施の基礎
		喀痰吸引
		経管栄養
		医療的ケア演習

※介護福祉士養成に関する規程第4条にある指定規則に定める所定の科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これら全科目を履修し単位を修得した者には、受験資格が付与される。

介護実習の履修許可基準に関する内規(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 介護実習の履修は、原則として教務委員会において履修を認められた者を対象として行い、その履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(介護実習Ⅰの履修許可基準)

第2条 介護実習Ⅰは、養成学校に所属した者について認める。

2 介護実習Ⅰは、原則として保健医療論、介護概論Ⅰ、介護概論Ⅱ、生活支援技術の基礎Ⅰ、生活支援技術の基礎Ⅱの5科目を履修した者について認める。

(介護実習Ⅱの履修許可基準)

第3条 介護実習Ⅱは、原則として、介護実習Ⅰの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(介護実習Ⅲの履修許可基準)

第4条 介護実習Ⅲは、原則として介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅲを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(附 則)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

仙台大学社会福祉士養成に関する規程(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、社会福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、社会福祉士養成専攻(以下「養成専攻」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成専攻の定員は、1学年当たり40名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望者を面談の上決定する。

(履修方法)

第4条 養成専攻では、学則及び社会福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という。)の定める所定の科目(以下「指定科目」という。)を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定科目に定める所定の科目の養成専攻での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 指定科目の内、実習演習科目の時間数は、次のとおりとする。

一 社会福祉援助技術演習Ⅰ、社会福祉援助技術演習Ⅱの履修は、あわせて150時間とする。

二 社会福祉援助技術現場実習指導の履修は、90時間とする。

三 社会福祉援助技術現場実習の履修は、180時間とする。実習の許可については、別に定める「社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成専攻においては、転入学、編入学、科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は下部規程の定めによるものとする。

(成績考查、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、社会福祉援助技術現場実習については5分の4)に満たない場合は、当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成専攻における成績考查は、教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、学則に定める所定の科目を履修し、136単位以上を修得しない場合は、社会福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で所定手続を経た者は、社会福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 削除

(その他)

第7条 前各条の他、養成専攻の運営に必要な事項については、学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目

指定科目(22科目)	左記に対応する本学開講科目	資格取得のための必修・選択区分			
		学年	必修	選択	備考
科目名	授業科目名				
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	1	2		
心理学理論と心理的支援	心理学概論	1・2・3	2		
社会理論と社会システム	社会学概論	1・2・3	2		
現代社会と福祉	社会福祉概論Ⅰ	1	2		
	社会福祉概論Ⅱ	1	2		
社会調査の基礎	社会調査法Ⅰ	1	2		
	社会調査法Ⅱ	2	2		
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論Ⅰ	2	2		
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅱ	2	2		
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	3	2		
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3	2		
福祉サービスの組織と経営	社会福祉施設経営論	3	2		
社会保障	社会保障論	3	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論	1	2		
	介護総論	3	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	2	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3	2		
保健医療サービス	保健医療論	1	2		
就労支援サービス	就労支援論	3	1		
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	3	2		
更生保護制度	更生保護制度論	3	1		
相談援助演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	4		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4	6		
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導	3・4	6		
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習	3	6		

※第4条にある指定科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これら全科目を履修し単位を修得した者は、受験資格を得ることができる。

社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 社会福祉援助技術現場実習の履修は、教務委員会において履修を認めた者を対象として行い、その履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(社会福祉援助技術現場実習指導の履修許可基準)

第2条 社会福祉援助技術現場実習指導は、社会福祉概論Ⅰ、社会福祉概論Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ、及び社会福祉援助技術演習Ⅰの5科目の単位を修得した者について履修を認める。

(社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準)

第3条 社会福祉援助技術現場実習は、社会福祉援助技術現場実習指導を社会福祉援助技術演習Ⅱの科目について履修を認める。

2 前項にかかわらず、社会福祉援助技術現場実習を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(内規の改廃)

第4条 内規は、学長が改廃する。

(附 則)

1 この内規は、平成13年4月1日から適用する。

2 この内規の第2条は、平成11年度以前の入学者には適用しない。

(附 則)

1 この内規は、平成18年4月1日から適用する。

2 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

カリキュラム 《健康福祉学科》

(平成29年度入学生用)「17番代」

健康福祉学科授業科目及び単位数
(平成29年度入学生用)「17番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

＜健康福祉学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

＜健康福祉学科＞

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成29年度入学生用)「17番代」

＜健康福祉学科＞

仙台大学介護福祉士養成に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

＜健康福祉学科＞

介護実習の履修許可基準に関する内規
(平成29年度入学生用)「17番代」

＜健康福祉学科＞

仙台大学社会福祉士養成に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

＜健康福祉学科＞

社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規
(平成29年度入学生用)「17番代」

健康福祉学科授業科目及び単位数（平成29年度入学生用）「17番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考								
				1年		2年		3年		4年										
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年									
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○															
	情報処理	演習	2		○															
	学習基礎教養演習	演習	2		○															
	総合英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	1		○															
	総合英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○													
	総合英語C(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○													
	総合英語D(含外国語コミュニケーション)	演習	1							○										
教養展開科目	哲学入門	講義	2	○		○		○												3分野から1科目以上計6単位以上選択必修
	現代の思想	講義	2	○		○		○												
	心理学概論	講義	2	○		○		○												
	人の心と行動	講義	2	○		○		○												
	ことばと人間A	講義	2			○														
	ことばと人間B	講義	2			○														
	日本の文化I	講義	2	○																
	日本の文化II	講義	2	○																
	単位互換科目(人文科学系)	講義	2	○		○		○												
	社会学概論	講義	2	○		○		○												
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○												
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○												
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○												
	法学	講義	2	○		○		○												
	歴史学入門	講義	2	○		○		○												
	歴史と人間	講義	2	○		○		○												
	単位互換科目(社会科学系)	講義	2	○		○		○												
	生物科学	講義	2	○		○		○												
	エコロジー概論	講義	2	○		○		○												
	教養数学	講義	2	○		○		○												
単位互換科目(自然科学系)	講義	2	○		○		○													
体育系大学の基礎教養	講義	2		○																
仙台大学の専門教養演習I	演習	2					○													
仙台大学の専門教養演習II	演習	2								○										
仙台大学の専門教養演習III	演習	2																○		
海外文化科目	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○																
	英会話A	演習	2				○													
	英会話B	演習	2				○													
	英会話C	演習	2						○											
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2						○											
	就職のための英語	演習	2						○											
	ドイツ語I	演習	2						○											
	ドイツ語II	演習	2						○											
	スペイン語I	演習	2						○											
	スペイン語II	演習	2						○											
	中国語I	演習	2				○													
	中国語II	演習	2				○													
	韓国語I	演習	2				○													
韓国語II	演習	2				○														

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
看護学概論Ⅰ	講義		2			○							
免疫・薬理学	講義		2			○							
障害の理解	講義		2			○							
保健医療論	講義		2	○									
医学一般	講義		2	○									
介護過程と介護研究Ⅰ	演習		2								○		
介護過程と介護研究Ⅱ	演習		2								○		
介護概論Ⅰ	講義		2	○									
生活支援技術の基礎Ⅰ	演習		2	○									
介護総合演習Ⅰ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅱ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅲ	演習		2					○					
介護総合演習Ⅳ	演習		2					○					
介護における安全とリスクマネジメント	講義		2					○					
認知症の理解Ⅰ	講義		2			○							
認知症の理解Ⅱ	講義		2					○					
こころとからだⅠ	講義		2			○							
こころとからだⅡ	講義		2					○					
精神保健学	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
健康相談	講義		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅰ	講義		2			○							
福祉行財政と福祉計画	講義		2					○					
老人福祉論	講義		2	○									
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○									
介護総論	講義		2					○					
養護概説	講義		2			○							
障害者福祉論	講義		2			○							
発育発達と老化	講義		2					○					
スポーツ医学A	講義		2			○							
スポーツ医学B	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2			○							
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2			○							
体育原理	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
体力相談と運動処方	講義		2			○							
健康支援・介護予防演習	演習		2			○							
福祉レクリエーション実技	実技		1					○					
福祉レクリエーション支援実習	実習		2				○						
障害者とスポーツ	講義		2			○							
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
卒業論文	論文	6										○	

※

- 注 1) 発展科目は、計22単位以上を修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
 3) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
看護学概論Ⅱ	講義		4						○				※
看護学実習	実習		4						○				
臨床心理学	講義		2					○					
レクリエーション支援論	演習		2							○			
介護過程Ⅰ	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅲ	演習		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅱ	講義		2			○							
社会福祉援助技術演習Ⅰ	演習		4				○						
社会福祉援助技術演習Ⅱ	演習		6						○	○			
社会福祉援助実習	実習		2						○				
社会福祉施設経営論	講義		2						○				
社会調査法Ⅰ	講義		2	○									
社会調査法Ⅱ	講義		2			○							
児童福祉論	講義		2			○							
社会保障論	講義		2						○				
公的扶助論	講義		2						○				
地域福祉論	講義		2						○				
就労支援論	講義		1						○				
権利擁護と成年後見制度	講義		2						○				
更生保護制度論	講義		1						○				
教育の基礎理論	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度	講義		2			○							
教育課程論	講義		2						○				
教育方法論	講義		2						○				
教育相談	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2						○				
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2						○				
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2						○				
福祉科教育論Ⅰ	講義		2						○				
福祉科教育論Ⅱ	講義		2						○				
障害者教育総論	講義		2			○							
知的障害者の心理・生理・病理	講義		2			○							
肢体不自由者の心理・生理・病理	講義		2			○							
病弱者の心理・生理・病理	講義		2			○							
知的障害者のスポーツ指導	講義		2						○				
肢体不自由者のスポーツ指導	講義		2						○				
生涯学習概論A	講義		2	○									
生涯学習概論B	講義		2			○							
社会教育計画A	講義		2						○				
社会教育計画B	講義		2							○			
社会教育演習A	演習		2						○				
社会教育演習B	演習		2							○			
教育社会学	講義		2			○							
日本国憲法	講義		2			○							
生活文化論	講義		2						○				
文章表現論Ⅰ	講義		2						○				
文章表現論Ⅱ	講義		2						○				

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年			
データ処理の基礎	講義		2					○						
メディア・リテラシー実習	実習		1			○								
スポーツ史	講義		2					○						
スポーツ政策論	講義		2								○			
スキーⅡ	実技		1					○						
マリンスポーツⅠ	実技		1			○								
マリンスポーツⅡ	実技		1					○						
テニス	実技		1			○								
バドミントン	実技		1								○			
ソフトボール	実技		1								○			
新体操	実技		1					○						
テーピング	実技		1	○										
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○								
ボランティア活動実践D	実習		1								○			「認定」科目
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○										
海外短期研修A	実習		1	○		○		○			○			「認定」科目
海外短期研修B	実習		1	○		○		○			○			
海外短期研修C	実習		1	○		○		○			○			
海外短期研修D	実習		1	○		○		○			○			

- 注 1) 看護学概論Ⅱの履修について、原則として前年度看護学概論Ⅰを履修しなければ履修することができない。
 2) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。
 3) 応用科目で修得した単位は、すべてを卒業単位に含めることができる。
 4) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年			
介護概論Ⅱ	講義		2	○										
生活と生活支援	講義		2	○										
コミュニケーション技術論	講義		2	○										
生活支援技術の基礎Ⅱ	演習		2	○										
介護福祉とレクリエーション活動援助	演習		2			○								
介護福祉とレクリエーション援助演習	演習		2					○						
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	演習		2			○								
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	演習		2			○								
生活支援と居宅介護	演習		2			○								
生活支援と高齢者介護	演習		2			○								
生活支援と障害者介護Ⅰ	演習		2			○								
生活支援と障害者介護Ⅱ	演習		2			○								
介護過程Ⅱ	演習		2			○								
介護過程Ⅲ	演習		2					○						
介護実習Ⅰ	実習		3			○								
介護実習Ⅱ	実習		6							○				
介護実習Ⅲ	実習		6							○				
社会福祉援助技術現場実習指導	演習		6							○	○			
社会福祉援助技術現場実習	実習		6							○				
医療的ケア実施の基礎	講義		2								○			
喀痰吸引	講義		2								○			
経管栄養	講義		2								○			
医療的ケア演習	演習		2								○			

- 注 1) 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目は、卒業単位に含めることができない。

6 教職に関する科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
養護実習Ⅰ	講義		1					○			○		
養護実習Ⅱ	実習		4								○		
教職論A	講義		2	○									
教職論B	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(教諭)	演習		2								○		
教職実践演習(養護教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
福祉科教材・授業研究	演習		2					○					
養護演習	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
知的障害者の教育	講義		2					○					
肢体不自由者の教育	講義		2			○							
病弱者の教育	講義		2					○					
視覚障害教育総論	講義		1					○					
聴覚障害教育総論	講義		1					○					
情緒障害教育総論	講義		1								○		
学習障害等教育総論	講義		2					○					
特別支援学校教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
特別支援学校教育実習Ⅱ	実習		2								○		

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

7 自由科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
地域スポーツ戦略論	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2								○		
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					
卓球	実技		1								○		
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
コンディショニング実習	実習		1					○					
スポーツ栄養学	講義		2			○							

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<健康福祉学科>(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成方法)

第2条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目及び単位数等は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第6条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第7条 専門基礎科目については、講義科目12科目24単位及び実技科目4科目4単位以上(必修・選択必修)、計28単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第8条 発展科目については、22単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第9条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(介護福祉士及び社会福祉士に関する科目)

第10条 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目については、介護福祉士並びに社会福祉士受験資格の取得に必要な実習関連科目とし、その履修方法については別に定める。

修得した単位は卒業単位に含めない。

(自由科目)

第11条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

登録手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかった者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(附 則)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条及び第10条は、平成24年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成23年度以前から在学する者、並びに平成23年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条は、平成29年度入学生から適用する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)14、15、16、17条、18条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

- 2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。
- 3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。
- 4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

- 2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の者に限り、受けることができる。
- 3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。
- 4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。
- (2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。
- (3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上(但し、介護実習については5分の4以上)出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験

を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

2 学生証を携帯していない場合は、受験を認めない。

3 その他、受験の方法等については別に定める。

(附 則)

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第16条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

G P A ポイントの算出について

G P A ポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合 格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (～59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$G P A = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、G P A算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔G P Aポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

C A P 制の特別措置

前年度のG P Aポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

教職課程の履修等に関する規程〈健康福祉学科〉(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学健康福祉学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

但し、特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格は、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の普通免許状を有する者(取得見込みの者も含む)に限り得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(特支コース) 特別支援学校教諭一種普通免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域)

(養教コース) 養護教諭一種普通免許状

(福祉コース) 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(特支一種免許状の教育課程及び履修方法)

第4条 特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第3の定めるところによる。

(養教一種免許状の教育課程及び履修方法)

第5条 養護教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第4の定めるところによる。

(教育実習及び養護実習)

第6条 教育実習及び養護実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者は、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合、3年次において教育実習を履修することができる。

2 教育実習及び養護実習における教育実習校又は養護実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習及び養護実習に必要な書類は本学所定のものによる。教育実習及び養護実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習及び養護実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(介護等体験)

第7条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第8条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第9条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第10条 第3条から第5条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程〈健康福祉学科〉」を準用する。

(附 則)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
① 教 科 に 関 す る 科 目	(1)体育実技	体操(含体づくり運動)	1	1		必修	
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1	必修	
		陸上競技	1		1	} 2科目以上選択必修	
		水泳	1		1		
		器械運動	2		1		
		バレーボール	1		1	} 2科目以上選択必修	
		バスケットボール	1		1		
		ハンドボール	1		1		
		サッカー	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	2		1		
		バドミントン	4		1		
		ソフトボール	4		1		
		柔道	1		1	} 1科目以上選択必修	
剣道	1		1				
ダンスⅠ	1		1				
海浜実習	1		1	} 1科目以上選択必修			
スキーⅠ	1		1				
キャンプ	1		1				
スケート	1		1				
		新体操	3		1	選択	
(2)「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修		
	スポーツ心理学	1	2		必修		
	スポーツ経営学	1		2	必修		
	スポーツ社会学	1	2		必修		
	運動学(含運動方法学)	2		2	必修		
	スポーツバイオメカニクス	2	2		必修		
	スポーツ史	3		2	必修		
	体力相談と運動処方	2		2	選択		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 教科に関する科目	(3) 生理学(運動生理学を含む。)	医学一般 運動生理学 スポーツ医学概論	1 2 2	2	2 2 2	必修 必修 必修	
	(4) 衛生学及び公衆衛生学	保健医療論 衛生・公衆衛生学	1 2		2 2	必修 必修	
	(5) 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	運動障害救急法(含実習) 学校保健学	2 3	2	2 2	必修 必修	
② 教職に関する科目	(1) 教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2) 教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論 教育の心理 教育の制度	2 2 2		2 2 2	必修 必修 必修	
	(3) 教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論 保健体育科教育論Ⅰ 保健体育科教育論Ⅱ 保健体育科教育論Ⅲ 保健体育科教育論Ⅳ 道徳教育論 教育課程論 教育方法論	2 2 3 3 3 3 3 3		2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 選択 中学のみ必修 必修 必修	○ ○
	(4) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談 生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	2 3		2 2	必修 必修	○
	(5) 教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 中学は4単位選択必修 高校は2単位以上選択必修	○ ○ ○ ○
	(6) 教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○
③ 教科又は教職に関する科目		道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得	○ ○

※注—○印の授業科目はC A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】 中学校・高等学校教諭(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第2 (第3条2項「高等学校教諭」〈福祉〉関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修			選択
① 教科 に 関 す る 科 目	(1) 社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉概論Ⅰ(職業指導を含む)	1	2		必修	
		社会福祉概論Ⅱ	1		2	必修	
		社会保障論	3		2	選択	
		公的扶助論	3		2	選択	
		地域福祉論	3		2	選択	
	(2) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論	1		2	必修	
		児童福祉論	2		2	必修	
		障害者福祉論	2		2	必修	
	(3) 社会福祉援助技術	コミュニケーション技術演習	1	2		必修	
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2		2	必修	
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2		2	選択	
		介護福祉とレクリエーション援助演習	3		2	選択	
		福祉レクリエーション実技	3		1	選択	
	(4) 介護理論及び介護技術	介護概論Ⅰ	1		2	必修	
		介護概論Ⅱ	1		2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅰ	1		2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅱ	1		2	必修	
		介護過程Ⅰ	2		2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2		2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2		2	必修	
生活支援と居宅介護		2		2	} 2科目選択必修		
生活支援と高齢者介護		2		2			
生活支援と障害者介護Ⅰ		2		2			
生活支援と障害者介護Ⅱ		2		2			
生活支援と障害者介護Ⅲ	3		2				
(5) 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		4	必修		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4		6	選択		
	社会福祉援助実習	3		2	} 1科目選択必修		
	社会福祉援助技術現場実習	3		6			
	介護実習Ⅰ	2		3		必修	○
	介護実習Ⅱ	3		6	選択	○	
	介護実習Ⅲ	3		6	選択	○	
(6) 人体構造及び日常生活行動に関する理解	保健医療論	1		2	必修		
	医学一般	1		2	必修		
	こころとからだⅠ	2		2	必修		
	こころとからだⅡ	3		2	必修		
(7) 加齢及び障害に関する理解	発育発達と老化	2		2	必修		
	認知症の理解Ⅱ	2		2	必修		
	障害者教育総論	2		2	必修		
② 科 教 職 に 関 す る 科 目	(1) 教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2) 教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
教育の制度		2		2	必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目					備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(3)教育課程及び指導法に関する科目 6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		福祉科教育論Ⅰ	3		2	必修	
		福祉科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		教育課程論	3		2	必修	
		教育方法論	3		2	必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修	○
生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修			
(5)教育実習 3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	} 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2		○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○	
③教科又は教職に関する科目 高校16単位	道徳教育論	3		2	高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得	○	
	教職総合演習	3		2		○	

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】高等学校教諭一種普通免許状(福祉)取得のためには、前記科目のほか、文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 「体育」2単位(本学開講科目:「運動生理学」〈2年/2単位〉)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 「情報機器の操作」2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第3（第4条「特別支援学校教諭」関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
特別支援教育領域に関する科目	(1)特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論	2		2	必修	
	(2)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		病弱者の心理・生理・病理	2		2	必修	
	(3)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者の教育	3		2	必修	○
		知的障害者のスポーツ指導	3		2	必修	
		肢体不自由者の教育	2		2	必修	○
		肢体不自由者のスポーツ指導	3		2	必修	
	(4)免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	病弱者の教育	3		2	必修	○
		視覚障害教育総論	3		1	必修	○
		聴覚障害教育総論	3		1	必修	○
		情緒障害教育総論	4		1	必修	○
	(5)心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	学習障害等教育総論	3		2	必修	○
		特別支援学校教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○
		特別支援学校教育実習Ⅱ	4		2	必修	○

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		中学校・高等学校教諭			特別支援学校教諭		
		区分	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	
特別支援学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有すること	中学	20単位	31単位	8単位	26単位	85単位
		高校	20単位	23単位	16単位		

【特記】特別支援学校教諭免許状取得のためには、前記の中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）、若しくは高等学校教諭一種普通免許状（福祉）取得のための科目のほかに、「特別支援教育に関する科目」についても履修しなければならない。
また、「日本国憲法」ほか文部科学省令で定める科目についても、必ず履修しなければならない。

別表第4 (第5条「養護教諭」関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
① 養護に関する科目	(1)衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。) 4単位	衛生・公衆衛生学	2		2	必修	
		保健医療論	1		2	必修	
	(2)学校保健 2単位	学校保健学	3		2	必修	
	(3)養護概説 2単位	養護概説	2		2	必修	
		養護演習	3		2	必修	
	(4)健康相談活動の理論及び方法 2単位	健康相談	3		2	必修	
	(5)栄養学(食品学を含む。) 2単位	栄養学概論	1	2		必修	
	(6)解剖学及び生理学 2単位	医学一般	1		2	必修	
		運動生理学	2	2		必修	
スポーツ医学概論		2		2	選択		
(7)「微生物学、免疫学、薬理概論」 2単位	免疫・薬理学	2		2	必修		
(8)精神保健 2単位	精神保健学	2		2	必修		
	臨床心理学	3		2	必修		
(9)看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) 10単位	看護学概論Ⅰ	2		2	必修		
	看護学概論Ⅱ	3		4	必修		
	看護学実習	3		4	必修		
	運動障害救急法(含実習)	2	2		必修		
	テーピング	1		1	選択		
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論B	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 4単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程に関する科目 4単位	特別活動論	2		2	必修	○
		道徳教育論	3		2	必修	○
教育課程論		3		2	必修		
教育方法論		3		2	必修		
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論B	3		2	必修	○	
(5)養護実習 5単位	養護実習Ⅰ(事前・事後指導)	3・4		1	必修	○	
	養護実習Ⅱ(3週間)	4		4	必修	○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(養護教諭)	4		2	必修	○	
③ に養護又は教職に関する科目	7単位	教職総合演習	3		2	選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて7単位以上修得	○

※注一〇印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
養護教諭	学士の学位を有すること	28単位	21単位	7単位	56単位

【特記】 養護教諭一種普通免許状取得のためには、前記科目のほか、文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育 2単位（本学開講科目：「運動生理学」〈2年／2単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作 2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

教育実習等の履修許可基準に関する内規〈健康福祉学科〉(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、特別支援学校教育実習及び養護実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 教育実習Ⅰ（福祉）は、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (3) 特別支援学校教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (4) 養護実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表6に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。
- 3 第1項の規程にかかわらず、教育実習等Ⅰに関しては、修業年限内に2科目を超えて履修することは原則として認めない。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ（保健体育）及び教育実習Ⅳ（保健体育）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
- (2) 教育実習Ⅲ（福祉）及び教育実習Ⅳ（福祉）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）及び別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上を修得した者について履修を認める。
- (3) 特別支援学校教育実習Ⅱは、原則として、前年度において特別支援学校教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）かつ別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）かつ別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から14単位以上を修得した者について履修を認める。
- (4) 養護実習Ⅱは、原則として、前年度において看護学概論Ⅱ及び養護実習Ⅰを履修し、かつ別表6に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表7に掲げる養護に関する科目から20単位以上を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、各教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育

実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

2 特別支援学校教育実習Ⅱに関しては、すでに教育職員免許状（養護教諭一種普通免許状を除く）を取得した者に限り、前項にかかわらず履修を認めることがある。

（附 則）

1 この内規は、平成7年10月1日から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成12年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成13年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成21年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論Ⅰ	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
保健体育科教育論Ⅱ	3年次	2
保健体育科教育論Ⅲ	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目及び応用科目のうち下記の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
運動生理学	2年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
スポーツ医学概論	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

体操、レクリエーション実技Ⅰ、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、テニス、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、ダンスⅠ、海浜実習、スキーⅠ、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（福祉）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
福祉科教育論Ⅰ	3年次	2
福祉科教育論Ⅱ	3年次	2

別表4 教科に関する科目（福祉）

科目名	開講学年	単位数
社会福祉概論Ⅰ（職業指導を含む）	1年次	2
社会福祉概論Ⅱ	1年次	2
コミュニケーション技術演習	1年次	2
老人福祉論	1年次	2
介護概論Ⅰ	1年次	2
介護概論Ⅱ	1年次	2
生活支援技術の基礎Ⅰ	1年次	2
生活支援技術の基礎Ⅱ	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
児童福祉論	2年次	2
障害者福祉論	2年次	2
社会福祉援助技術論Ⅰ	2年次	2
介護過程Ⅰ	2年次	2
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2年次	2
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2年次	2
生活支援と居宅介護	2年次	2
生活支援と高齢者介護	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅰ	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅱ	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅲ	3年次	2
社会福祉援助技術演習Ⅰ	2年次	4
ころとからだⅠ	2年次	2
介護実習Ⅰ	2年次	3
発育発達と老化	2年次	2
認知症の理解Ⅱ	2年次	2
障害者教育総論	2年次	2
社会福祉援助実習	3年次	2
社会福祉援助技術現場実習	3年次	6
ころとからだⅡ	3年次	2

別表5 特別支援教育に関する科目

科目名	開講学年	単位数
障害者教育総論	2年次	2
知的障害者の心理・生理・病理	2年次	2
肢体不自由者の心理・生理・病理	2年次	2
病弱者の心理・生理・病理	2年次	2
知的障害者の教育	3年次	2
知的障害者のスポーツ指導	3年次	2
肢体不自由者の教育	2年次	2
肢体不自由者のスポーツ指導	3年次	2
病弱者の教育	3年次	2
視覚障害教育総論	3年次	1
聴覚障害教育総論	3年次	1
学習障害等教育総論	3年次	2
情緒障害教育総論	4年次	1

別表6 教職に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論B	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2

別表7 養護に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
保健医療論	1年次	2
栄養学概論	1年次	2
医学一般	1年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
養護概説	2年次	2
運動生理学	2年次	2
免疫・薬理学	2年次	2
精神保健学	2年次	2
看護学概論I	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
学校保健学	3年次	2
養護演習	3年次	2
健康相談	3年次	2
臨床心理学	3年次	2

仙台大学介護福祉士養成に関する規程(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 「学校教育法」に基づく仙台大学学則(以下「大学学則」という。)第34条に基づき、介護福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、仙台大学体育学部健康福祉学科介護福祉士養成専攻(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は1学年あたり80名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望調査を行い決定する。決定後の変更は、原則として認められない。

(履修方法)

第4条 養成学校では、大学学則、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「指定規則」という。)の定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定規則に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 所定の科目のうち、介護実習の時間数は、次のとおりとする。

一 介護実習Ⅰの履修は、90時間とする。

二 介護実習Ⅱ、介護実習Ⅲの履修はそれぞれ、180時間とする。実習の許可については、別に定める「介護実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成学校においては、転入学、編入学、大学学則に基づく科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は大学学則に基づく下部規程の定めによるところによる。

(成績考查、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、介護実習については5分の4)に満たない場合は当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考查は、大学学則に基づく教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、大学学則に定める所定の授業科目を履修し、175単位以上を修得しない場合は、介護福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定手続を経た者は、介護福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 規程の改廃は、教授会及び学校法人理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、大学学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。
なお、平成12年度入学生については、従前の規程によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

別 表

(平成29年度入学生用)「17番代」

領域	教育内容	本学開講科目名
人間と社会	人間の尊厳と自立	現代の思想
	人間関係とコミュニケーション	人の心と行動
	社会の理解	社会学概論
		社会福祉概論Ⅰ
		社会保障論
	人間と社会に関する選択科目	健康福祉総論
		運動生理学
		栄養学概論
		スポーツ心理学
		運動障害救急法(含実習)
		健康運動指導実技
体操(含体づくり運動)		
介護	介護の基本	介護概論Ⅰ
		介護概論Ⅱ
		リハビリテーション論
		介護福祉とレクリエーション活動援助
		介護福祉とレクリエーション援助演習
		介護における安全とリスクマネジメント
介護	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術論
		コミュニケーション技術演習
	生活支援技術	生活と生活支援
生活支援技術の基礎Ⅰ		
生活支援技術の基礎Ⅱ		
生活支援技術の実践と応用Ⅰ		
生活支援技術の実践と応用Ⅱ		
生活支援と居宅介護		

領域	教育内容	本学開講科目名
介護	生活支援技術	生活支援と高齢者介護
		生活支援と障害者介護Ⅰ
		生活支援と障害者介護Ⅱ
		生活支援と障害者介護Ⅲ
	介護過程	介護過程Ⅰ
		介護過程Ⅱ
		介護過程Ⅲ
		介護過程と介護研究Ⅰ
		介護過程と介護研究Ⅱ
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ
		介護総合演習Ⅱ
		介護総合演習Ⅲ
		介護総合演習Ⅳ
	介護実習	介護実習Ⅰ
		介護実習Ⅱ
		介護実習Ⅲ
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	健康づくり運動演習
		発育発達と老化
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ
		認知症の理解Ⅱ
	障害の理解	障害者教育総論
		障害の理解
	こころとからだのしくみ	保健医療論
		医学一般
こころとからだⅠ		
こころとからだⅡ		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア実施の基礎
		喀痰吸引
		経管栄養
		医療的ケア演習

※介護福祉士養成に関する規程第4条にある指定規則に定める所定の科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これら全科目を履修し単位を修得した者には、受験資格が付与される。

介護実習の履修許可基準に関する内規(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 介護実習の履修は、原則として教務委員会において履修を認められた者を対象として行い、その履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(介護実習Ⅰの履修許可基準)

第2条 介護実習Ⅰは、養成学校に所属した者について認める。

2 介護実習Ⅰは、原則として保健医療論、介護概論Ⅰ、介護概論Ⅱ、生活支援技術の基礎Ⅰ、生活支援技術の基礎Ⅱの5科目を履修した者について認める。

(介護実習Ⅱの履修許可基準)

第3条 介護実習Ⅱは、原則として、介護実習Ⅰの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(介護実習Ⅲの履修許可基準)

第4条 介護実習Ⅲは、原則として介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅲを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(附 則)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

仙台大学社会福祉士養成に関する規程(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、社会福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法を、この規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、社会福祉士養成専攻(以下「養成専攻」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成専攻の定員は、1学年当たり40名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望者を面談の上決定する。

(履修方法)

第4条 養成専攻では、学則及び社会福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という。)の定める所定の科目(以下「指定科目」という。)を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定科目に定める所定の科目の養成専攻での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 指定科目の内、実習演習科目の時間数は、次のとおりとする。

一 社会福祉援助技術演習Ⅰ、社会福祉援助技術演習Ⅱの履修は、あわせて150時間とする。

二 社会福祉援助技術現場実習指導の履修は、90時間とする。

三 社会福祉援助技術現場実習の履修は、180時間とする。実習の許可については、別に定める「社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成専攻においては、転入学、編入学、科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は大学学則に基づく下部規程の定めによるものとする。

(成績考查、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、社会福祉援助技術現場実習については5分の4)に満たない場合は、当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成専攻における成績考查は、教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、学則に定める所定の科目を履修し、136単位以上を修得しない場合は、社会福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で所定手続を経た者は、社会福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 削除

(その他)

第7条 前各条の他、養成専攻の運営に必要な事項については、学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目

指定科目(22科目) 科目名	左記に対応する本学開講科目 授業科目名	資格取得のための必修・選択区分			
		学年	必修	選択	備考
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	1	2		
心理学理論と心理的支援	心理学概論	1・2・3	2		
社会理論と社会システム	社会学概論	1・2・3	2		
現代社会と福祉	社会福祉概論Ⅰ	1	2		
	社会福祉概論Ⅱ	1	2		
社会調査の基礎	社会調査法Ⅰ	1	2		
	社会調査法Ⅱ	2	2		
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論Ⅰ	2	2		
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅱ	2	2		
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	3	2		
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3	2		
福祉サービスの組織と経営	社会福祉施設経営論	3	2		
社会保障	社会保障論	3	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論	1	2		
	介護総論	3	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	2	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3	2		
保健医療サービス	保健医療論	1	2		
就労支援サービス	就労支援論	3	1		
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	3	2		
更生保護制度	更生保護制度論	3	1		
相談援助演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	4		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4	6		
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導	3・4	6		
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習	3	6		

※第4条にある指定科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これら全科目を履修し単位を修得した者は、受験資格を得ることができる。

社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 社会福祉援助技術現場実習の履修は、教務委員会において履修を認めた者を対象として行い、その履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(社会福祉援助技術現場実習指導の履修許可基準)

第2条 社会福祉援助技術現場実習指導は、社会福祉概論Ⅰ、社会福祉概論Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ、及び社会福祉援助技術演習Ⅰの5科目の単位を修得した者について履修を認める。

(社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準)

第3条 社会福祉援助技術現場実習は、社会福祉援助技術現場実習指導を社会福祉援助技術演習Ⅱの科目について履修を認める。

2 前項にかかわらず、社会福祉援助技術現場実習を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(内規の改廃)

第4条 内規は、学長が改廃する。

(附 則)

1 この内規は、平成13年4月1日から適用する。

2 この内規の第2条は、平成11年度以前の入学者には適用しない。

(附 則)

1 この内規は、平成18年4月1日から適用する。

2 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

カリキュラム 《健康福祉学科》

(平成28年度入学生用)「16番代」

健康福祉学科授業科目及び単位数
(平成28年度入学生用)「16番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜健康福祉学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜健康福祉学科＞

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜健康福祉学科＞

仙台大学介護福祉士養成に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜健康福祉学科＞

介護実習の履修許可基準に関する内規
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜健康福祉学科＞

仙台大学社会福祉士養成に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜健康福祉学科＞

社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規
(平成28年度入学生用)「16番代」

健康福祉学科授業科目及び単位数（平成28年度入学生用）「16番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考									
				1年		2年		3年		4年											
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年							
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○																
	情報処理	演習	2		○																
	学習基礎教養演習	演習	2		○																
	英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	2		○																
	英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	2		○																
教養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2	○		○		○												3分野から1科目以上計6単位以上 選択必修	
	現代の思想	講義	2	○		○		○													人文分野
	心理学概論	講義	2	○		○		○													
	人の心と行動	講義	2	○		○		○													
	ことばと人間A	講義	2			○															
	ことばと人間B	講義	2			○															
	日本の文化I	講義	2	○																	
	日本の文化II	講義	2	○																	
	単位互換科目(人文科学系)	講義	2	○		○		○													
	社会分野	社会学概論	講義	2	○		○		○												
		社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○												
		消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○												
		世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○												
		法学	講義	2	○		○		○												
		歴史学入門	講義	2	○		○		○												
		歴史と人間	講義	2	○		○		○												
		単位互換科目(社会科学系)	講義	2	○		○		○												
		生物科学	講義	2	○		○		○												
	自然分野	エコロジー概論	講義	2	○		○		○												
教養数学		講義	2	○		○		○													
単位互換科目(自然科学系)		講義	2	○		○		○													
体育系大学の基礎教養		講義	2		○																
仙台大学の専門教養演習I		演習	2					○													
「認定」科目	仙台大学の専門教養演習II	演習	2							○											
	仙台大学の専門教養演習III	演習	2										○								
	全学教養演習	演習	2					○													
	海外文化科目	演習	2							○											
イングリッシュ・トランスレーション	演習	2								○											
イングリッシュ・リーディングA	演習	2						○													
イングリッシュ・リーディングB	演習	2						○													
英会話A	演習	2						○													
英会話B	演習	2						○													
スポーツ&イングリッシュ	演習	2								○											
ドイツ語I	演習	2								○											
ドイツ語II	演習	2								○											
スペイン語I	演習	2								○											
スペイン語II	演習	2								○											
中国語I	演習	2						○													
中国語II	演習	2						○													
韓国語I	演習	2						○													
韓国語II	演習	2						○													

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
看護学概論Ⅰ	講義		2			○							
免疫・薬理学	講義		2			○							
障害の理解	講義		2			○							
保健医療論	講義		2	○									
医学一般	講義		2	○									
介護過程と介護研究Ⅰ	演習		2								○		
介護過程と介護研究Ⅱ	演習		2								○		
介護概論Ⅰ	講義		2	○									
生活支援技術の基礎Ⅰ	演習		2	○									
介護総合演習Ⅰ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅱ	演習		2			○							
介護総合演習Ⅲ	演習		2					○					
介護総合演習Ⅳ	演習		2					○					
介護における安全とリスクマネジメント	講義		2					○					
認知症の理解Ⅰ	講義		2			○							
認知症の理解Ⅱ	講義		2					○					
こころとからだⅠ	講義		2			○							
こころとからだⅡ	講義		2					○					
精神保健学	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
健康相談	講義		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅰ	講義		2			○							
福祉行財政と福祉計画	講義		2					○					
老人福祉論	講義		2	○									
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○									
介護総論	講義		2					○					
養護概説	講義		2			○							
障害者福祉論	講義		2			○							
発育発達と老化	講義		2					○					
スポーツ医学A	講義		2			○							
スポーツ医学B	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2			○							
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2			○							
体育原理	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
体力相談と運動処方	講義		2			○							
健康支援・介護予防演習	演習		2			○							
福祉レクリエーション実技	実技		1					○					
福祉レクリエーション支援実習	実習		2				○						
障害者とスポーツ	講義		2			○							
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
卒業論文	論文	6										○	

※

- 注 1) 発展科目は、計22単位以上を修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
 3) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
看護学概論Ⅱ	講義		4						○				※
看護学実習	実習		4						○				
臨床心理学	講義		2					○					
レクリエーション支援論	演習		2							○			
介護過程Ⅰ	演習		2			○							
生活支援と障害者介護Ⅲ	演習		2					○					
社会福祉援助技術論Ⅱ	講義		2			○							
社会福祉援助技術演習Ⅰ	演習		4				○						
社会福祉援助技術演習Ⅱ	演習		6						○	○			
社会福祉援助実習	実習		2						○				
社会福祉施設経営論	講義		2						○				
社会調査法Ⅰ	講義		2	○									
社会調査法Ⅱ	講義		2			○							
児童福祉論	講義		2			○							
社会保障論	講義		2						○				
公的扶助論	講義		2						○				
地域福祉論	講義		2						○				
就労支援論	講義		1						○				
権利擁護と成年後見制度	講義		2						○				
更生保護制度論	講義		1						○				
教育の基礎理論	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度	講義		2			○							
教育課程論	講義		2						○				
教育方法論	講義		2						○				
教育相談	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2						○				
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2						○				
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2						○				
福祉科教育論Ⅰ	講義		2						○				
福祉科教育論Ⅱ	講義		2						○				
障害者教育総論	講義		2			○							
知的障害者の心理・生理・病理	講義		2			○							
肢体不自由者の心理・生理・病理	講義		2			○							
病弱者の心理・生理・病理	講義		2			○							
知的障害者のスポーツ指導	講義		2						○				
肢体不自由者のスポーツ指導	講義		2						○				
生涯学習概論A	講義		2	○									
生涯学習概論B	講義		2			○							
社会教育計画A	講義		2						○				
社会教育計画B	講義		2							○			
社会教育演習A	演習		2						○				
社会教育演習B	演習		2							○			
教育社会学	講義		2			○							
日本国憲法	講義		2			○							
生活文化論	講義		2						○				
文章表現論Ⅰ	講義		2						○				
文章表現論Ⅱ	講義		2						○				

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
データ処理の基礎	講義		2					○						
メディア・リテラシー実習	実習		1			○								
スポーツ史	講義		2					○						
スポーツ政策論	講義		2								○			
スキーⅡ	実技		1					○						
マリンスポーツⅠ	実技		1			○								
マリンスポーツⅡ	実技		1					○						
テニス	実技		1			○								
バドミントン	実技		1								○			
ソフトボール	実技		1								○			
新体操	実技		1					○						
テーピング	実技		1	○										
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○								
ボランティア活動実践D	実習		1								○			「認定」科目
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○										
海外短期研修A	実習		1	○		○		○			○			「認定」科目
海外短期研修B	実習		1	○		○		○			○			
海外短期研修C	実習		1	○		○		○			○			
海外短期研修D	実習		1	○		○		○			○			

- 注 1) 看護学概論Ⅱの履修について、原則として前年度看護学概論Ⅰを履修しなければ履修することができない。
2) ※印の科目は、介護福祉士養成専攻学生のみ履修することができる。
3) 応用科目で修得した単位は、すべてを卒業単位に含めることができる。
4) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
介護概論Ⅱ	講義		2	○										
生活と生活支援	講義		2	○										
コミュニケーション技術論	講義		2	○										
生活支援技術の基礎Ⅱ	演習		2	○										
介護福祉とレクリエーション活動援助	演習		2			○								
介護福祉とレクリエーション援助演習	演習		2					○						
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	演習		2			○								
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	演習		2			○								
生活支援と居宅介護	演習		2			○								
生活支援と高齢者介護	演習		2			○								
生活支援と障害者介護Ⅰ	演習		2			○								
生活支援と障害者介護Ⅱ	演習		2			○								
介護過程Ⅱ	演習		2			○								
介護過程Ⅲ	演習		2					○						
介護実習Ⅰ	実習		3			○								
介護実習Ⅱ	実習		6							○				
介護実習Ⅲ	実習		6							○				
社会福祉援助技術現場実習指導	演習		6							○	○			
社会福祉援助技術現場実習	実習		6							○				
医療的ケア実施の基礎	講義		2								○			
喀痰吸引	講義		2								○			
経管栄養	講義		2								○			
医療的ケア演習	演習		2								○			

- 注 1) 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目は、卒業単位に含めることができない。

6 教職に関する科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
養護実習Ⅰ	講義		1					○			○		
養護実習Ⅱ	実習		4								○		
教職論A	講義		2	○									
教職論B	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(教諭)	演習		2								○		
教職実践演習(養護教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
福祉科教材・授業研究	演習		2					○					
養護演習	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
知的障害者の教育	講義		2					○					
肢体不自由者の教育	講義		2			○							
病弱者の教育	講義		2					○					
視覚障害教育総論	講義		1					○					
聴覚障害教育総論	講義		1					○					
情緒障害教育総論	講義		1								○		
学習障害等教育総論	講義		2					○					
特別支援学校教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
特別支援学校教育実習Ⅱ	実習		2								○		

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

7 自由科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
地域スポーツ戦略論	講義		2					○					
トレーニング方法論	講義		2					○					
レジャー・レクリエーション論	講義		2					○					
スポーツマネジメント実習	実習		1					○					
野外教育・活動論	講義		2							○			
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2							○			
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1							○			
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2							○			
音楽・器楽演奏	演習		2								○		
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2					○					
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2							○			
卓球	実技		1								○		
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2					○					
コンディショニング論	講義		2							○			
コンディショニング実習	実習		1							○			
スポーツ栄養学	講義		2					○					

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<健康福祉学科>(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成方法)

第2条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目及び単位数等は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第6条 基礎科目については、教養基礎科目の5科目10単位(必修)、教養展開科目から7科目14単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計30単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「英語A」、「英語B」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。

また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む9科目18単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第7条 専門基礎科目については、講義科目12科目24単位及び実技科目4科目4単位以上(必修・選択必修)、計28単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第8条 発展科目については、22単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第9条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(介護福祉士及び社会福祉士に関する科目)

第10条 介護福祉士及び社会福祉士に関する科目については、介護福祉士並びに社会福祉士受験資格の取得に必要な実習関連科目とし、その履修方法については別に定める。

修得した単位は卒業単位に含めない。

(自由科目)

第11条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

登録手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でない判断される者を除く）に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(附 則)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条及び第10条は、平成24年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成23年度以前から在学する者、並びに平成23年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条は、平成28年度入学生から適用する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)14、15、16、17条、18条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

- 2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。
- 3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。
- 4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

- 2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の者に限り、受けることができる。
- 3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。
- 4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。
- (2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。
- (3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上(但し、介護実習については5分の4以上)出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験

を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

2 学生証を携帯していない場合は、受験を認めない。

3 その他、受験の方法等については別に定める。

(附 則)

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第16条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

G P A ポイントの算出について

G P A ポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合 格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (～59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$G P A = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、G P A算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔G P Aポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

C A P 制の特別措置

前年度のG P Aポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

教職課程の履修等に関する規程〈健康福祉学科〉(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学健康福祉学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

但し、特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格は、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の普通免許状を有する者(取得見込みの者も含む)に限り得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(特支コース) 特別支援学校教諭一種普通免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域)

(養教コース) 養護教諭一種普通免許状

(福祉コース) 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 高等学校教諭一種普通免許状(福祉)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(特支一種免許状の教育課程及び履修方法)

第4条 特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第3の定めるところによる。

(養教一種免許状の教育課程及び履修方法)

第5条 養護教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第4の定めるところによる。

(教育実習及び養護実習)

第6条 教育実習及び養護実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者は、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合、3年次において教育実習を履修することができる。

2 教育実習及び養護実習における教育実習校又は養護実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習及び養護実習に必要な書類は本学所定のものによる。教育実習及び養護実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習及び養護実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(介護等体験)

第7条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第8条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第9条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第10条 第3条から第5条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程〈健康福祉学科〉」を準用する。

(附 則)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
			学年	必修			選択
① 教 科 に 関 す る 科 目	(1)体育実技	体操(含体づくり運動)	1	1		必修 必修	
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1		
		陸上競技	1		1	} 2科目以上選択必修	
		水泳	1		1		
		器械運動	2		1		
		バレーボール	1		1	} 2科目以上選択必修	
		バスケットボール	1		1		
		ハンドボール	1		1		
		サッカー	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	2		1		
		バドミントン	4		1		
		ソフトボール	4		1		
		柔道	1		1	} 1科目以上選択必修	
剣道	1		1				
ダンスⅠ	1		1				
海浜実習	1		1	} 1科目以上選択必修			
スキーⅠ	1		1				
キャンプ	1		1				
スケート	1		1				
		新体操	3		1	選択	
	(2)「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修	
		スポーツ心理学	1	2		必修	
		スポーツ経営学	1		2	必修	
		スポーツ社会学	1	2		必修	
		運動学(含運動方法学)	2		2	必修	
		スポーツバイオメカニクス	2	2		必修	
		スポーツ史	3		2	必修	
		体力相談と運動処方	2		2	選択	

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注		
	授業科目名	履修年次及び単位数						
		学年	必修	選択				
① 教科に関する科目	(3) 生理学(運動生理学を含む。)	医学一般 運動生理学 スポーツ医学概論	1 2 2	2	2 2 2	必修 必修 必修		
	(4) 衛生学及び公衆衛生学	保健医療論 衛生・公衆衛生学	1 2		2 2	必修 必修		
	(5) 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	運動障害救急法(含実習) 学校保健学	2 3	2	2	必修 必修		
② 教職に関する科目	(1) 教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○	
	(2) 教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論 教育の心理 教育の制度	2 2 2		2 2 2	必修 必修 必修		
	(3) 教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論	2		2	2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2		2	2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3		2	2	必修	
		保健体育科教育論Ⅲ	3		2	2	必修	
保健体育科教育論Ⅳ		3		2	2	選択		
道徳教育論	3		2	2	中学のみ必修	○		
教育課程論	3		2	2	必修			
教育方法論	3		2	2	必修			
(4) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談 生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	2 3		2 2	2 2	必修 必修	○	
(5) 教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	1	必修 } 中学は4単位選択必修 } 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2	2		○	
	教育実習Ⅲ	4		2	2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4	4		○	
(6) 教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	2	必修	○	
③ 教科又は教職に関する科目	道徳教育論 教職総合演習 中学8単位 高校16単位	道徳教育論	3		2	高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得	○	
		教職総合演習	3		2		○	

※注—○印の授業科目はC A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「英語A」〈1年/2単位〉、「英語B」〈1年/2単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第2 (第3条2項「高等学校教諭」〈福祉〉関係)

	教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修			選択
① 教科 に 関 す る 科 目	(1) 社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉概論Ⅰ(職業指導を含む)	1	2		必修	
		社会福祉概論Ⅱ	1		2	必修	
		社会保障論	3		2	選択	
		公的扶助論	3		2	選択	
		地域福祉論	3		2	選択	
	(2) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論	1		2	必修	
		児童福祉論	2		2	必修	
		障害者福祉論	2		2	必修	
	(3) 社会福祉援助技術	コミュニケーション技術演習	1	2		必修	
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2		2	必修	
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2		2	選択	
		介護福祉とレクリエーション援助演習	3		2	選択	
		福祉レクリエーション実技	3		1	選択	
	(4) 介護理論及び介護技術	介護概論Ⅰ	1		2	必修	
		介護概論Ⅱ	1		2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅰ	1		2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅱ	1		2	必修	
		介護過程Ⅰ	2		2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2		2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2		2	必修	
		生活支援と居宅介護	2		2	} 2科目選択必修	
		生活支援と高齢者介護	2		2		
		生活支援と障害者介護Ⅰ	2		2		
		生活支援と障害者介護Ⅱ	2		2		
生活支援と障害者介護Ⅲ	3		2				
(5) 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		4	必修		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4		6	選択		
	社会福祉援助実習	3		2	} 1科目選択必修		
	社会福祉援助技術現場実習	3		6			
	介護実習Ⅰ	2		3		必修	○
	介護実習Ⅱ	3		6	選択	○	
	介護実習Ⅲ	3		6	選択	○	
(6) 人体構造及び日常生活行動に関する理解	保健医療論	1		2	必修		
	医学一般	1		2	必修		
	こころとからだⅠ	2		2	必修		
	こころとからだⅡ	3		2	必修		
(7) 加齢及び障害に関する理解	発育発達と老化	2		2	必修		
	認知症の理解Ⅱ	2		2	必修		
	障害者教育総論	2		2	必修		
② 科 教 職 に 関 す る 科 目	(1) 教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2) 教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
	教育の心理	2		2	必修		
	教育の制度	2		2	必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目					備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(3)教育課程及び指導法に関する科目 6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		福祉科教育論Ⅰ	3		2	必修	
		福祉科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		教育課程論	3		2	必修	
		教育方法論	3		2	必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修	○
生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修			
(5)教育実習 3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	} 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2		○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○	
③教科又は教職に関する科目 高校16単位	道徳教育論	3		2	高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得	○	
	教職総合演習	3		2		○	

※注—○印の授業科目はC A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】高等学校教諭一種普通免許状(福祉)取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 「体育」2単位(本学開講科目:「運動生理学」〈2年/2単位〉)
3. 「外国語コミュニケーション」2単位(本学開講科目:「英語A」〈1年/2単位〉、「英語B」〈1年/2単位〉)
4. 「情報機器の操作」2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表第3（第4条「特別支援学校教諭」関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
特別支援教育領域に関する科目	(1)特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論	2		2	必修	
	(2)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		2	必修	
		病弱者の心理・生理・病理	2		2	必修	
	(3)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者の教育	3		2	必修	○
		知的障害者のスポーツ指導	3		2	必修	
		肢体不自由者の教育	2		2	必修	○
		肢体不自由者のスポーツ指導	3		2	必修	
	(4)免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	病弱者の教育	3		2	必修	○
		視覚障害教育総論	3		1	必修	○
		聴覚障害教育総論	3		1	必修	○
		情緒障害教育総論	4		1	必修	○
	(5)心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	学習障害等教育総論	3		2	必修	○
		特別支援学校教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○
			特別支援学校教育実習Ⅱ	4		2	必修

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		中学校・高等学校教諭			特別支援学校教諭		
		区分	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	
特別支援学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有すること	中学	20単位	31単位	8単位	26単位	85単位
		高校	20単位	23単位	16単位		

【特記】特別支援学校教諭免許状取得のためには、前記の中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）、若しくは高等学校教諭一種普通免許状（福祉）取得のための科目のほかに、「特別支援教育に関する科目」についても履修しなければならない。
また、「日本国憲法」ほか文部科学省令で定める科目についても、必ず履修しなければならない。

別表第4 (第5条「養護教諭」関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 養護に関する科目	(1)衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。) 4単位	衛生・公衆衛生学	2		2	必修	
		保健医療論	1		2	必修	
	(2)学校保健 2単位	学校保健学	3		2	必修	
	(3)養護概説 2単位	養護概説	2		2	必修	
		養護演習	3		2	必修	
	(4)健康相談活動の理論及び方法 2単位	健康相談	3		2	必修	
	(5)栄養学(食品学を含む。) 2単位	栄養学概論	1	2		必修	
	(6)解剖学及び生理学 2単位	医学一般	1		2	必修	
		運動生理学	2	2		必修	
		スポーツ医学概論	2		2	選択	
(7)「微生物学、免疫学、薬理概論」 2単位	免疫・薬理学	2		2	必修		
(8)精神保健 2単位	精神保健学	2		2	必修		
	臨床心理学	3		2	必修		
(9)看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) 10単位	看護学概論Ⅰ	2		2	必修		
	看護学概論Ⅱ	3		4	必修		
	看護学実習	3		4	必修		
	運動障害救急法(含実習)	2	2		必修		
	テーピング	1		1	選択		
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論B	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 4単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程に関する科目 4単位	特別活動論	2		2	必修	○
		道徳教育論	3		2	必修	○
		教育課程論	3		2	必修	
		教育方法論	3		2	必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修	
		生徒指導論B	3		2	必修	○
(5)養護実習 5単位	養護実習Ⅰ(事前・事後指導)	3・4		1	必修	○	
	養護実習Ⅱ(3週間)	4		4	必修	○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(養護教諭)	4		2	必修	○	
③ 養護又は教職に関する科目 7単位	教職総合演習	3		2	選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて7単位以上修得	○	

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
養護教諭	学士の学位を有すること	28単位	21単位	7単位	56単位

【特記】 養護教諭一種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育 2単位（本学開講科目：「運動生理学」〈2年／2単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「英語A」〈1年／2単位〉、「英語B」〈1年／2単位〉）
4. 情報機器の操作 2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

教育実習等の履修許可基準に関する内規〈健康福祉学科〉(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、特別支援学校教育実習及び養護実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 教育実習Ⅰ（福祉）は、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (3) 特別支援学校教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (4) 養護実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表6に掲げる教職に関する科目から8単位以上を習得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。
- 3 第1項の規程にかかわらず、教育実習等Ⅰに関しては、修業年限内に2科目を超えて履修することは原則として認めない。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ（保健体育）及び教育実習Ⅳ（保健体育）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
- (2) 教育実習Ⅲ（福祉）及び教育実習Ⅳ（福祉）は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）及び別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上を修得した者について履修を認める。
- (3) 特別支援学校教育実習Ⅱは、原則として、前年度において特別支援学校教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）かつ別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上、又は別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上（うち福祉科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む）かつ別表4に掲げる教科に関する科目から40単位以上及び別表5に掲げる特別支援教育に関する科目から14単位以上を修得した者について履修を認める。
- (4) 養護実習Ⅱは、原則として、前年度において看護学概論Ⅱ及び養護実習Ⅰを履修し、かつ別表6に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表7に掲げる養護に関する科目から20単位以上を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、各教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育

実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

2 特別支援学校教育実習Ⅱに関しては、すでに教育職員免許状（養護教諭一種普通免許状を除く）を取得した者に限り、前項にかかわらず履修を認めることがある。

（附 則）

1 この内規は、平成7年10月1日から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成12年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成13年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成21年度入学生から適用する。

（附 則）

1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論Ⅰ	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
保健体育科教育論Ⅱ	3年次	2
保健体育科教育論Ⅲ	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目及び応用科目のうち下記の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
運動生理学	2年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
スポーツ医学概論	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

体操、レクリエーション実技Ⅰ、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、テニス、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、ダンスⅠ、海浜実習、スキーⅠ、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（福祉）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
福祉科教育論Ⅰ	3年次	2
福祉科教育論Ⅱ	3年次	2

別表4 教科に関する科目（福祉）

科目名	開講学年	単位数
社会福祉概論Ⅰ（職業指導を含む）	1年次	2
社会福祉概論Ⅱ	1年次	2
コミュニケーション技術演習	1年次	2
老人福祉論	1年次	2
介護概論Ⅰ	1年次	2
介護概論Ⅱ	1年次	2
生活支援技術の基礎Ⅰ	1年次	2
生活支援技術の基礎Ⅱ	1年次	2
保健医療論	1年次	2
医学一般	1年次	2
児童福祉論	2年次	2
障害者福祉論	2年次	2
社会福祉援助技術論Ⅰ	2年次	2
介護過程Ⅰ	2年次	2
生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2年次	2
生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2年次	2
生活支援と居宅介護	2年次	2
生活支援と高齢者介護	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅰ	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅱ	2年次	2
生活支援と障害者介護Ⅲ	3年次	2
社会福祉援助技術演習Ⅰ	2年次	4
ころとからだⅠ	2年次	2
介護実習Ⅰ	2年次	3
発育発達と老化	2年次	2
認知症の理解Ⅱ	2年次	2
障害者教育総論	2年次	2
社会福祉援助実習	3年次	2
社会福祉援助技術現場実習	3年次	6
ころとからだⅡ	3年次	2

別表5 特別支援教育に関する科目

科目名	開講学年	単位数
障害者教育総論	2年次	2
知的障害者の心理・生理・病理	2年次	2
肢体不自由者の心理・生理・病理	2年次	2
病弱者の心理・生理・病理	2年次	2
知的障害者の教育	3年次	2
知的障害者のスポーツ指導	3年次	2
肢体不自由者の教育	2年次	2
肢体不自由者のスポーツ指導	3年次	2
病弱者の教育	3年次	2
視覚障害教育総論	3年次	1
聴覚障害教育総論	3年次	1
学習障害等教育総論	3年次	2
情緒障害教育総論	4年次	1

別表6 教職に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論B	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2

別表7 養護に関する科目（養護教諭）

科目名	開講学年	単位数
保健医療論	1年次	2
栄養学概論	1年次	2
医学一般	1年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
養護概説	2年次	2
運動生理学	2年次	2
免疫・薬理学	2年次	2
精神保健学	2年次	2
看護学概論I	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
学校保健学	3年次	2
養護演習	3年次	2
健康相談	3年次	2
臨床心理学	3年次	2

仙台大学介護福祉士養成に関する規程(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 「学校教育法」に基づく仙台大学学則(以下「大学学則」という。)第34条に基づき、介護福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、仙台大学体育学部健康福祉学科介護福祉士養成専攻(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は1学年あたり80名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望調査を行い決定する。決定後の変更は、原則として認められない。

(履修方法)

第4条 養成学校では、大学学則、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「指定規則」という。)の定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定規則に定める所定の科目の養成学校での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 所定の科目のうち、介護実習の時間数は、次のとおりとする。

一 介護実習Ⅰの履修は、90時間とする。

二 介護実習Ⅱ、介護実習Ⅲの履修はそれぞれ、180時間とする。実習の許可については、別に定める「介護実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成学校においては、転入学、編入学、大学学則に基づく科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は大学学則に基づく下部規程の定めによるところによる。

(成績考査、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、介護実習については5分の4)に満たない場合は当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成学校における成績考査は、大学学則に基づく教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、大学学則に定める所定の授業科目を履修し、175単位以上を修得しない場合は、介護福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定手続を経た者は、介護福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 規程の改廃は、教授会及び学校法人理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第7条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、大学学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。
なお、平成12年度入学生については、従前の規程によるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

別 表

(平成28年度入学生用)「16番代」

領域	教育内容	本学開講科目名
人間と社会	人間の尊厳と自立	現代の思想
	人間関係とコミュニケーション	人の心と行動
	社会の理解	社会学概論
		社会福祉概論Ⅰ
		社会保障論
	人間と社会に関する選択科目	健康福祉総論
		運動生理学
		栄養学概論
		スポーツ心理学
		運動障害救急法(含実習)
		健康運動指導実技
体操(含体づくり運動)		
介護	介護の基本	介護概論Ⅰ
		介護概論Ⅱ
		リハビリテーション論
		介護福祉とレクリエーション活動援助
		介護福祉とレクリエーション援助演習
		介護における安全とリスクマネジメント
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術論
コミュニケーション技術演習		
生活支援技術	生活と生活支援	
	生活支援技術の基礎Ⅰ	
	生活支援技術の基礎Ⅱ	
	生活支援技術の実践と応用Ⅰ	
	生活支援技術の実践と応用Ⅱ	
	生活支援と居宅介護	

領域	教育内容	本学開講科目名
介護	生活支援技術	生活支援と高齢者介護
		生活支援と障害者介護Ⅰ
		生活支援と障害者介護Ⅱ
		生活支援と障害者介護Ⅲ
	介護過程	介護過程Ⅰ
		介護過程Ⅱ
		介護過程Ⅲ
		介護過程と介護研究Ⅰ
		介護過程と介護研究Ⅱ
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ
		介護総合演習Ⅱ
		介護総合演習Ⅲ
介護総合演習Ⅳ		
介護実習	介護実習Ⅰ	
	介護実習Ⅱ	
	介護実習Ⅲ	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	健康づくり運動演習
		発育発達と老化
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ
		認知症の理解Ⅱ
	障害の理解	障害者教育総論
		障害の理解
	こころとからだのしくみ	保健医療論
		医学一般
こころとからだⅠ		
こころとからだⅡ		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア実施の基礎
		喀痰吸引
		経管栄養
		医療的ケア演習

※介護福祉士養成に関する規程第4条にある指定規則に定める所定の科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これら全科目を履修し単位を修得した者には、受験資格が付与される。

介護実習の履修許可基準に関する内規(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 介護実習の履修は、原則として教務委員会において履修を認められた者を対象として行い、その履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(介護実習Ⅰの履修許可基準)

第2条 介護実習Ⅰは、養成学校に所属した者について認める。

2 介護実習Ⅰは、原則として保健医療論、介護概論Ⅰ、介護概論Ⅱ、生活支援技術の基礎Ⅰ、生活支援技術の基礎Ⅱの5科目を履修した者について認める。

(介護実習Ⅱの履修許可基準)

第3条 介護実習Ⅱは、原則として、介護実習Ⅰの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(介護実習Ⅲの履修許可基準)

第4条 介護実習Ⅲは、原則として介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱの単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、介護実習Ⅲを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(附 則)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年度入学生から適用する。

平成24年3月31日に在学する者に係る仙台大学介護福祉士養成に関する規程については、なお従前の例による。

仙台大学社会福祉士養成に関する規程(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、社会福祉士の受験資格を取得するための授業科目及びその履修方法を、この規程に定める。

(名称)

第2条 指定を受ける学校は、社会福祉士養成専攻(以下「養成専攻」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成専攻の定員は、1学年当たり40名とし、2学級とする。

2 選考は、入学後希望者を面談の上決定する。

(履修方法)

第4条 養成専攻では、学則及び社会福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という。)の定める所定の科目(以下「指定科目」という。)を履修し、単位を修得しなければならない。

2 指定科目に定める所定の科目の養成専攻での名称、履修方法は別表のとおりとする。

3 指定科目の内、実習演習科目の時間数は、次のとおりとする。

一 社会福祉援助技術演習Ⅰ、社会福祉援助技術演習Ⅱの履修は、あわせて150時間とする。

二 社会福祉援助技術現場実習指導の履修は、90時間とする。

三 社会福祉援助技術現場実習の履修は、180時間とする。実習の許可については、別に定める「社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

4 養成専攻においては、転入学、編入学、科目等履修生の履修は、原則認めないものとする。

5 前各項の他、履修規程に関する細部は大学学則に基づく下部規程の定めによるところとする。

(成績考查、卒業)

第5条 前条第2項別表の科目については、出席時間が定められた時間数の3分の2(但し、社会福祉援助技術現場実習については5分の4)に満たない場合は、当該科目の単位認定は行わない。

2 前項の他、養成専攻における成績考查は、大学学則に基づく教育課程及び履修方法に関する規程に定めるところによる。

3 4年以上在学し、かつ、学則に定める所定の授業科目を履修し、136単位以上を修得しない場合は、社会福祉士の受験資格を付与しない。

4 前条第2項に定める科目を履修し単位を修得した者で教授会の所定手続を経た者は、社会福祉士の受験資格を取得することができる。

(規程の改廃)

第6条 削除

(その他)

第7条 前各条の他、養成専攻の運営に必要な事項については、学則及び下部規程の定めるところによる。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目

指定科目(22科目) 科目名	左記に対応する本学開講科目 授業科目名	資格取得のための必修・選択区分			
		学年	必修	選択	備考
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	1	2		
心理学理論と心理的支援	心理学概論	1・2・3	2		
社会理論と社会システム	社会学概論	1・2・3	2		
現代社会と福祉	社会福祉概論Ⅰ	1	2		
	社会福祉概論Ⅱ	1	2		
社会調査の基礎	社会調査法Ⅰ	1	2		
	社会調査法Ⅱ	2	2		
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論Ⅰ	2	2		
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅱ	2	2		
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	3	2		
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3	2		
福祉サービスの組織と経営	社会福祉施設経営論	3	2		
社会保障	社会保障論	3	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論	1	2		
	介護総論	3	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	2	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3	2		
保健医療サービス	保健医療論	1	2		
就労支援サービス	就労支援論	3	1		
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	3	2		
更生保護制度	更生保護制度論	3	1		
相談援助演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	4		
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4	6		
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導	3・4	6		
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習	3	6		

※第4条にある指定科目とは、上記別表に示した本学開講科目をいう。これら全科目を履修し単位を修得した者は、受験資格を得ることができる。

社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準に関する内規(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 社会福祉援助技術現場実習の履修は、教務委員会において履修を認めた者を対象として行い、その履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(社会福祉援助技術現場実習指導の履修許可基準)

第2条 社会福祉援助技術現場実習指導は、社会福祉概論Ⅰ、社会福祉概論Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ、及び社会福祉援助技術演習Ⅰの5科目の単位を修得した者について履修を認める。

(社会福祉援助技術現場実習の履修許可基準)

第3条 社会福祉援助技術現場実習は、社会福祉援助技術現場実習指導を社会福祉援助技術演習Ⅱの科目について履修を認める。

2 前項にかかわらず、社会福祉援助技術現場実習を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(内規の改廃)

第4条 内規は、学長が改廃する。

(附 則)

1 この内規は、平成13年4月1日から適用する。

2 この内規の第2条は、平成11年度以前の入学者には適用しない。

(附 則)

1 この内規は、平成18年4月1日から適用する。

2 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

